

LIBRA

2020年 6月号

〈特集〉

続・民事調停のすすめ

〈インタビュー〉

プロアスリート 山本 篤さん





雲取山のシカ

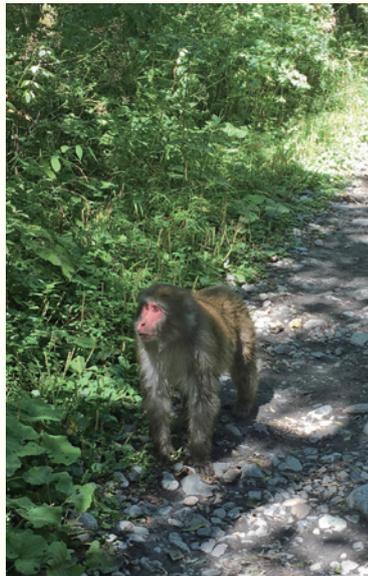
山の動物たち

山を登っていると、時々動物に出くわす。東京都の最高峰（2017m）雲取山の山頂にいと、悠々とシカが現れた。全然人を警戒していない。上高地ではニホンザル、南アルプスの荒川岳ではライチョウに会った。高尾山の城山茶屋のネコは、相当な確率で会うことができる。運の良いことに、いまだクマには遭遇していない。六甲山では登山道を塞ぐほど大きなイノシシが寝ているのにぶつかったことがあるが、泥だらけであまりに汚いので、写真を撮るのも忘れてしまった。（写真はいずれも2016年夏に撮影）

会員 坂 仁根 (70期)



高尾山のネコ



上高地のサル



荒川岳のライチョウ

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2020年6月号

特集

02 続・民事調停のすすめ

- はじめに 古田 浩
- 民事調停Q&A
- 座談会

インタビュー

26 プロアスリート 山本 篤さん

ニュース&トピックス

- 30 三会公益通報者保護協議会シンポジウム
「ガバナンスとしての公益通報システムの課題
～公益通報者保護法改正の視点と論点、弁護士の役割～」報告

連載等

- 32 常議員会報告（2020年度 第2回）
- 35 今、憲法問題を語る
第102回 新型コロナウイルス対策としての緊急事態宣言と人権制限の危険
平 裕介
- 36 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第102回 刑事事件と弁護士業務妨害 井上壮太郎
- 37 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
第37回 「ライフステージを通じたキャリア形成のための専門職としてのマインド」
～(株)ワークシフト研究所 小谷恵子講師をお招きして～ 水谷江利
- 38 近時の労働判例
第85回 長崎地大村支判令和元年9月26日判決（狩野ジャパン事件） 織田康嗣
- 40 刑弁でGO!
第90回 • 否認事件研修～覚せい剤自己使用を素材として～ 遠藤かえで
• 研修へ行こう!!～我々はなぜ「実演」を繰り返すのか～ 赤木竜太郎
- 42 via moderna—連載 新進会員活動委員会
第81回 若手弁護士が薦める実務本を紹介する vol.1
近藤亮・張崎悦子・後藤玲奈・齋藤 魁・首藤哲伺
- 44 わたしの修習時代：第二の故郷の中で得られたもの 66期 村松洋之
- 45 71期リレーエッセイ：異世界転生を夢想して 間嶋修平
- 46 お薦めの一冊：『ホームドアから離れてください』 坂 仁根
- 47 コーヒーブレイク：芸（術）は脳を助ける？ 田中和恵
- 48 会長声明
- 54 インフォメーション

続・民事調停のすすめ

本誌2018年7月号に掲載した特集「民事調停のすすめ」は、幸いにも好評を博しました。今回はその続編をお送りします。

民事調停は、司法修習でもほとんど扱われておらず、細かい手続や、どのような事案が民事調停にふさわしいかなどについて、よく分からないという方も多いかと思えます。

前半の民事調停Q&Aでは、実際に民事調停を申し立てようと思ったときや、手続が進んだときに直面する、「民事調停の管轄は訴訟と異なっているの?」「申立ての趣旨や紛争の要点って何をどこまで書けばよいの?」「調停条項案を作成するときに注意すべき点は?」といった疑問に、東京簡易裁判所民事第6室の書記官の

方々が答えてくださっています。

後半の座談会では、書記官の方々に加え、調停官・調停委員の経験者にも参加いただいて、Q&Aでは触れられなかった実務の運用の実際、事実認定の程度、民事調停ならではの紛争解決法などについて語っていただきました。

大変魅力ある特集となっています。是非ご覧ください。
(LIBRA編集会議 西川達也, 志賀晃, 小峯健介)

CONTENTS

はじめに	2頁
民事調停Q&A	3頁
座談会	13頁

はじめに

東京簡易裁判所墨田庁舎業務統括裁判官 古田 浩 (29期)

LIBRA2018年7月号の民事調停特集は、民事紛争の解決手段として民事調停こそがふさわしい事件が数多くあると考えられるのに、果たして民事調停は弁護士の皆様に十分に理解され利用されているのだろうかという観点から、「民事調停のすすめ」と題する座談会記事を掲載していただきました。そこでは、どのような事件が調停にふさわしいのか、必ず調停を経なければならない事件(調停前置事件)としてはどのようなものがあるのか、そして調停を申し立てるに際しての留意点、手続の流れなど民事調停の基本的事項を中心に、近時の民事調停の機能強化の流れ、取り組みについても触れつつ、座談会を進めていただきました。

今回の特集では、これから民事調停を利用したい

と考えているが、利用の仕方がよく分からないという比較的若い弁護士の方に向けて、主に書記官事務の観点から留意しておいていただきたい事項についてのQ&Aと、それを補完する座談会との二部構成で、民事調停を担当する書記官の生の声を通じて説明させていただきました。

座談会には、書記官だけでなく、調停官や調停委員として多くの調停事件に関った弁護士の方々にも議論に加わっていただき、申立書の記載方法、期日の進行、調停条項の作成、民事調停の活用法などについて触れていただいています。

この特集を機に、紛争解決の有効な選択肢として調停をお考えいただき、民事調停を利用してみようという弁護士の方が増えることを願っています。

民事調停 Q&A

1 管轄・申立先等

Q1 民事第6室で取り扱う調停事件の範囲について教えてください。

A 東京簡易裁判所に土地管轄のある全ての民事調停事件を同室で扱っています。民事調停の事物管轄については、農事調停・鉦害調停を除き、簡易裁判所が扱います（民事調停法（以下「民調法」）3条）。

ただし、地方裁判所を管轄裁判所とする合意は有効です（民調法3条）。また、訴訟のような訴訟物の価額による制限はありません。

なお、農事調停・鉦害調停は地方裁判所に管轄があるとされています（民調法26条、同32条）が、農事調停については簡易裁判所を管轄裁判所とする合意も可能です（民調法26条）。

Q2 土地管轄について気を付けることはありますか。

A 調停事件の土地管轄の基準となるのは、原則として、相手方の住所、居所、営業所、事務所の所在地です（民調法3条）が、交通調停では、このほかに損害賠償請求者の住所、居所の所在地も基準となる（民調法33条の2）一方、宅地建物調停と農事調停では、相手方の住所等の所在地は基準とならず、調停の対象となる宅地建物や農地等の所在地のみが基準となります（民調法24条、同26条）。

また、合意管轄も、原則として有効ですが、宅地建物調停と農事調停では、土地管轄に関する合意管轄は認められません（宅地建物調停の管轄につき、Q3参照）。

Q3 宅地建物調停の管轄について詳しく教えてください。

A 宅地建物調停（記録符号「ユ」）とは、「宅地又

は建物の賃借その他の利用関係の紛争に関する調停事件」をいい（民調法24条）、賃貸借契約終了に伴う建物・土地明渡請求調停、賃料増減額請求調停、民法第二編第三章第一節第二款（民法209条以下）に規定する相隣関係に関する調停事件等がこれに当たります。

したがって、宅地建物の利用に関する契約関係をめぐる紛争は全て含まれる反面、利用に関しない所有権確認請求、共有物分割請求、移転登記手続請求等に関する紛争、契約に基づかない不法占有者に対する妨害排除請求や相隣関係に関する紛争、契約終了後の金銭債務のみに関する明渡し後の敷金返還請求等は、民事一般調停（記録符号「ノ」）で立件することとなります。

管轄は、相手方の住所地ではなく、紛争不動産の所在地を管轄する簡易裁判所となりますから、転貸借に係わる事案等相手方の住所地と紛争不動産の所在地が異なる場合には注意が必要です。なお、土地管轄に関する合意は認められませんので、併せてご注意ください。

また、地代等増減額請求を内容とする事件は、調停前置主義が採られています（民調法24条の2）。

Q4 交通調停の管轄について教えてください。

A 交通調停（記録符号「交」）とは、「自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件」（民調法33条の2）をいいます。自転車対人、自転車対自転車、物損だけの場合は、民事一般調停となります。

管轄は、相手方の住所地等を管轄する簡易裁判所に加えて、損害賠償を請求する者の住居所を管轄とする簡易裁判所にも拡張されますが（民調法33条の2）、訴訟とは異なり、不法行為地は管轄の基準となりません。そのため、損害賠償を請求する被害者側が交通調停の申立てをする場合は、申立

人又は相手方の住所等を管轄する簡易裁判所を選択することができますが、損害賠償の支払義務者（加害者側）が賠償債務額の確定や債務不存在確認を求める場合には、管轄は相手方（被害者側）の住居所を管轄する裁判所に限られますので、注意が必要です。

また、合意管轄は、事物管轄及び土地管轄について有効です。

Q5 管轄合意があるときの提出書類について教えてください。

A 申立時に管轄合意書の提出をお願いします（合意管轄が認められる事件種類につき、Q1から4参照）。

なお、管轄合意がこの調停を目指して当事者双方の代理人弁護士間で行われたものである場合には、相手方代理人と調整の上、申立書に管轄合意書とともに相手方代理人の委任状を提出していただくとスムーズに手続を進めることができます。管轄合意書は双方当事者又は代理人が一枚の紙に連署押印してください（別々の用紙に署名押印されたものは、単なる管轄合意の上申書に過ぎず、管轄合意書とは扱えません）。合意管轄の記載のある契約書でも構いません。

Q6 大阪地方裁判所平成29年9月29日決定（判例時報2369号34頁）では契約書内の「この契約について訴訟の必要が生じたときは」という文言の管轄条項について、民事調停についての管轄合意を否定していますが、東京簡易裁判所の運用はいかがでしょうか。

A 訴訟に関する管轄合意がある場合、調停についてもその裁判所に管轄が認められるかどうかについては、①契約者の意図として、調停についてのみ管轄合意することは稀であろうから、調停についても訴訟と同様の管轄裁判所で解決する意思があるときとすべきとの考え方と、②民調法3条1項が、相手方の出頭の便宜に配慮し調停の円滑な進行に資する趣旨で土地管轄を認めていることからすると、明示が

ない以上、契約時に管轄の合意があったとは認められないという考え方があります。

東京簡易裁判所では、個々の事案ごとに、それぞれの事情に応じて判断しており、担当裁判官（民事調停官）の判断によることとなります。

Q7 調停を申し立てたのですが、土地管轄を間違えてしまいました。

A 土地管轄違いの調停事件の申立てがあった場合には、裁判所は民調法4条1項本文により、管轄裁判所に事件を移送します。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができます（民調法4条1項但書）。自ら処理することを自庁処理といいますが、自庁処理をするかどうかは、担当裁判官（民事調停官）の判断によります。

Q8 相手方が複数いる場合で、それぞれが管轄の基準である住所を異にしているときはどうなりますか。

A 特定調停と一般調停とで扱いを異にしています。特定調停については、複数事件のうちの相手方1社（者）でも東京簡易裁判所の土地管轄が認められれば、全ての事件を受理し、同時並行で自庁処理の手続を進めています。一般調停については、担当裁判官（民事調停官）の判断によりますが、事案の内容等に応じて、場合によっては、手続を分離して移送する場合があります。

Q9 1通の申立書で複数の当事者の申立てをすることは可能ですか。

A 民事訴訟法（以下「民訴法」）38条の共同訴訟要件が備わっているような紛争においては、共同調停も許されると解されています。しかしながら調停の本質はあくまでも話し合いですから、人数が多いと合意の形成が難しくなることもあり、基本的には、権利関係ごとに申立書を作成し、同時進行を希望

されるのであればその旨の上申書を付けていただきますよう、ご協力いただいています。

Q10 申立先及び窓口受付時間について教えてください。

A 持参される場合には、霞が関庁舎（千代田区霞が関一丁目1番2号）又は墨田庁舎（墨田区錦糸四丁目16番7号）にお越しく下さい。受付時間は、午前9時から正午までと、午後1時から午後4時45分（墨田庁舎は午後5時）までとなります。ただし、申立書の審査に多少お時間をいただきますので、午前中であれば11時ころまでに、午後であれば4時ころまでに持参されるよう、ご協力ください。

なお、郵送による申立ての際は、霞が関庁舎ではなく、墨田庁舎をお願いします。

2 調停事項の価額の算定及び手数料の納付

Q11 調停事項の価額が算定不能の場合、手数料はどうなりますか。

A 調停事項が非財産権上の請求権である場合や、算定不能（算定困難なものも含む）あるいは「相当額」である場合には、調停の価額は160万円とみなし（民事訴訟費用等に関する法律（以下「民訴費用法」）4条7項）、手数料は6500円となります。

Q12 賃料増（減）額請求の調停事項の価額の計算はどうするのでしょうか。

A 1か月当たりの賃料差額×（増額又は減額の始期から調停申立てまでの期間（月）+12か月）の計算式となります。ただし調停申立時に申立人が目的不動産の価額の2分の1の額の方が低額であることを疎明したときは、その額（目的不動産の価額の2分の1）が調停事項の価額となります。

なお、賃料増減額事件申立ての際は、調停事項の価額に関し、計算根拠を記載した書面の添付にご協力ください。

Q13 債務弁済協定及び特定調停の調停事項の価額の計算はどうなりますか。

A 債務額の残元本に年3%の法定利率（令和2年4月施行の改正民法による）を乗じて得た額を調停事項の価額とします。ただし、約定利率が上記法定利率を下回る場合には、当該約定利率を乗じて得た額をもって調停事項の価額とすることができます（特定調停（個人）について、Q27参照）。

3 申立書の作成について

Q14 申立ての趣旨について、請求額を明示しないことはできますか。

A 申立ての趣旨は、当事者間の紛争の対象となっている権利関係について、どのような調停を希望するのかという結論部分であり、訴状の「請求の趣旨」と同様です。

ただ、調停は話し合いで解決する手段であることから、希望する調停の内容を明確にすることが難しい又は相当でないと考えられる事案では、紛争の要点を明確にした上で、「相当な内容の調停を求める」、「相当額の支払を求める」、「申立人と相手方間の関係の調整を求める」という記載でも差し支えありません。

Q15 紛争の要点について、訴状の「請求の原因」と同じと考えてよいですか。

A 紛争の要点は、訴状の「請求の原因」より幅広い内容を指す一方、訴状における請求原因の要件事実を記載することまでは求められていません。調停の対象となっている権利関係を踏まえつつ、当事者間の紛争の実情と希望する解決策を記載してください。

なお、当事者間で事前交渉をしていたにもかかわらず、予告なく調停申立てを行うと、相手方の感情を刺激し、調停の席についてもらうこと自体が難しくなることもあります。やむを得ず、予告なく調停申立てを行う場合には、これまでの交渉の経緯とともに、予告なく調停申立てを行うに至った事情等を記載するなどの方法もありうるようです。

4 申立書とともに提出する書類等について

Q16 申立書に添付すべき書類について、説明してください。

A 調停申立書とともに次の書類を添付して提出してください。

- 1 資格証明書（当事者が未成年者である場合には戸籍謄本（抄本）、当事者が成年被後見人である場合には登記事項証明書、当事者が法人である場合には代表者事項証明書等）
- 2 調停を求める事項の価額を算定するための疎明資料
- 3 手続代理人による場合は手続代理委任状（民調法22条、非訟事件手続法（以下「非訟法」）23条、民事調停規則（以下「民調規」）24条、非訟事件手続規則（以下「非訟規」）16条）（Q17参照）
- 4 申立書の写し（民調規24条、非訟規3条2項）
なお、申立書の写しは、実務の取扱いでは副本を提出していただいています。この申立書の写しは相手方に送付しますので、それを踏まえた書きぶりを検討してください。
- 5 紛争の要点に関する証拠書類（書証）の写し（民調規3条）

なお、基本的な書証については早い段階での提出をお願いしているところですが（Q43参照）、契約書等のほか、交通事故による損害賠償（人損）請求に関する調停における、交通事故証明書、事故状況説明図や実況見分調書、診断書等についても早期の提出をお願いします。

Q17 手続代理委任状について、気を付けることはありますか。

A 調停事件の委任状の標題は、正確には「手続代理委任状」（民調法22条、非訟法23条、民調規24条、非訟規16条）です。任意の書式で構いませんが、東京弁護士会のウェブサイト（<https://www.toben.or.jp/know/iinkai/minjisosyou/ininjo/>）に

書式がありますので、そちらもご参照ください。当該事件を特定する必要から、当事者名、裁判所名、事件名は必ず記載してください。

また、手続代理委任状に記載すべき特別授権事項については、次のような記載になりますので参考にしてください。調停の成立・不成立については、「本件調停に関する一切の手続行為を行うこと」に含まれると考えられますが、「調停の申立ての取下げ」を行うには委任状への記載が必要ですので、記載されているか確認して提出してください。

【記載例】

- 1 本件調停に関する一切の手続行為を行うこと
- 2 次の手続行為を行うこと
 - (1) 調停の申立ての取下げ
 - (2) 終局決定に対する抗告若しくは異議又は民事調停法第22条で準用する非訟事件手続法第77条第2項の申立て
 - (3) 前号の抗告、異議又は申立ての取下げ
 - (4) 代理人の選任

Q18 申立時に、申立書と紛争の要点に関する書証の写しを提出する必要があるのですか。

A どのような調停が申し立てられたかを相手方に知らせておくことが調停の円滑な進行に役立つことから、調停期日呼出状とともに申立書写しや書証写しを相手方に送付するのが一般的な取扱いです。そのため、申立人に、相手方の人数分の申立書写しと紛争の要点に関する書証写しを提出していただいています（民調規3条、同24条、非訟規3条2項）。

Q19 予納郵便切手について、教えてください。

A 民事調停（特定調停を除く）では、相手方1名の場合、2600円分（内訳500円2枚、100円10枚、84円5枚、10円14枚、5円2枚、2円10枚、1円10枚）です。1人増えるごとに、1228円分（内訳500円1枚、100円5枚、84円2枚、10円5枚、5円2枚）を追加してください。

特定調停では、相手方1名の場合、430円分（内

訳84円5枚、10円1枚)です。1人増えるごとに、430円分(内訳は同じ)を追加してください。

東京簡易裁判所ウェブサイトのトップページ(<https://www.courts.go.jp/tokyo-s/index.html>)から、「裁判手続を利用する方へ」ページ(<https://www.courts.go.jp/tokyo-s/saiban/index.html>)に進んで、更に「民事調停」ページ(https://www.courts.go.jp/tokyo-s/saiban/l3/Vcms3_00000345.html)に進むと、東京簡易裁判所に申立てをする場合に必要な郵便切手の一覧表(<https://www.courts.go.jp/tokyo-s/vc-files/tokyo-s/file/yyubinkitte-ichiran20191001.pdf>)が掲載されていますので、参照してください。

なお、民事第6室で取り扱う調停事件については、電子納付は取り扱っておりません。

5 進行に関する希望等について

Q20 専門家調停委員を希望したい場合は、どうしたらいいですか。

A 調停委員には、医師、建築士、不動産鑑定士、税理士、公認会計士などの資格を有する専門家調停委員がいます。どのような調停委員を指定するかは裁判所が判断する事項ですが、申立人から具体的な専門家調停委員指定の希望があるときは、その旨の上申書を提出してください。

Q21 進行について、裁判所に特に配慮してもらいたい事情がある場合は、どのようにすればいいですか。

A 関係者に何らかの配慮が必要な場合(健康状態等)や当事者が反対当事者と顔を合わせることに強い抵抗感を持っているような場合には、その旨お申し出ください。事情に応じ、必要な配慮を検討させていただきます。

事前交渉や紛争の経緯などから、調停期日において当事者間にトラブルが生じるおそれがある場合や、危険物の持込み等の可能性があるとの情報を得たときは、速やかに担当書記官に連絡、相談してく

ださい。

なお、危険物の持込みのほか、裁判所内での録画、撮影、録音も禁止されていますので、裁判所内での録画等の可能性があるとの情報を得たときも、同様に連絡をお願いします。

Q22 裁判所における秘匿情報の取扱いについて、教えてください。

A 反対当事者や利害関係人に当事者の現住所、就業場所、電話番号、生年月日などの情報が知られた場合に、当該当事者やその親族等の生命又は身体に対して危害が加えられることが予想されるなど、やむを得ない事情があるときは、当事者からの申出により、当該情報について秘匿する措置をとることができますので、そのような事情があるときは、裁判所にご相談ください。

また、申立書及びその写し、同付属書類、書証写しなどを裁判所に提出する際には、秘匿する情報が記載されていないか十分に確認してください。

Q23 相手方の住所は分かっていますが、実際に居住しているかどうか分かりません。調停申立てに当たり、注意すべきことはありますか。

A 相手方への期日の呼出しは、通常、申立書に記載された相手方の住所宛てに呼出状等を普通郵便で送付して行います。「あて所に尋ねあたりません」等の理由で郵便が戻ってこなければ、期日を開きますが、相手方が期日に出頭せず、回答書の提出等もない場合には、期日を続行するか、次回呼出しをどのように行うかなど、事件の進行について調停委員会と相談していただきます。

郵便物が「あて所に尋ねあたりません」等の理由で返還された場合には、住民票の取得、弁護士会照会の申出、現地調査等による住所の調査又は就業場所の調査をお願いします。

Q24 相手方の住居所は不明ですが就業場所が判明しています。調停申立てに当たり、注意すべきことはありますか。

A この場合にも申立てをすることは可能です。申立書の当事者の表示については、住所欄に「住居所不明 就業場所 東京都●●区・・・株式会社××内」と記載してください。

この場合、呼出状を相手方の就業場所へ送付することとなりますが、就業場所への送付は、相手方以外の者が事件情報に触れる可能性があり、相手方において抵抗感が強く、態度を硬化させる原因となることも考慮に入れてください。

また、住居所が不明の場合は、申立てに際し、相手方の住居所についての調査の内容と結果を上申書等にまとめて提出してください。

なお、このような事件の管轄について、相手方の就業場所は管轄の基準とはなりません。民調法3条2項ないし4項による方法と同法22条、非訟法8条、非訟規6条による方法が考えられますのでご検討ください。

Q25 成年後見人として調停の申立てをするに当たり、注意すべきことはありますか。

A 成年後見人は、調停申立て自体はできますが、調停が成立する段階では、家庭裁判所への報告や後見監督人の同意等が必要になるケースもありますので、申立前に家庭裁判所への確認をお願いします。

また、申立てに当たり、登記事項証明書等の法定代理権を証する書面を添付してください。

6 特定調停事件（個人多重債務者）

Q26 複数の債権者に対して、同時に特定調停を申し立てる予定です。相手方を複数とする1件の申立てをすればいいですか。

A 債権者ごとに各別に申立書を提出してください。申立書には、特定調停手続による調停を行うことを求める旨の記載が必要です（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（以下「特調法」）3条1項2項）。

申立手数料については、債権者ごとにQ13に基

づく計算をして納めていただきます。

Q27 特定調停（個人）の調停事項の価額の算定について、教えてください。

A 特定調停の調停事項の価額については、基本的には、Q13の考え方で計算しますが、債務者の受ける経済的利益は債権者ごとに10万円の範囲内にとどまることが多いので、算定が困難な場合は申立時には10万円とみなした価額の手数料（500円）を納付して事件を進行し、債権額が判明した時点で不足額を追納していただくことになります。

Q28 特定調停の相手方の資格証明は、全て揃える必要がありますか。

A 裁判所に既に資格証明書が提出されている相手方業者の場合には、特定調停申立てに限って資格証明書の提出が不要の場合がありますので、事前にお問い合わせください。

Q29 相手方が複数いる場合で、それぞれが管轄の基準となる住所地を異にしている場合、どう考えればいいですか。

A 同一の申立人に係る複数の特定調停に係る事件はできる限り併合する（特調法6条）ことが望ましいことや、事件を処理するために適当であるときは職権で自庁処理することができる（特調法4条）という特調法の趣旨を踏まえ、複数事件のうち1社（者）でも相手方が東京簡易裁判所の管轄内に住所等を有する場合には、東京簡易裁判所で全ての事件を受理しています。

Q30 特定調停においては、全ての債権者を相手方に申立てをしないとけないのですか。

A 特定調停手続は公的債務整理の一つであることから、複数の債権者に対する債務がある場合、債権者公平の原則に基づいて手続を進める必要がありますが、弁済に係る再調整の結果、公平性を維持することが可能であれば必ずしも全ての債権者を相手方として申立てをする必要はありません。

ただし、特定債務者であることを疎明するため、財産状況の明細書等の資料及び関係権利者一覧表の提出は義務付けられているので、関係権利者一覧表には、全ての債権者を記載してください。

7 特定調停事件 (法人、倒産処理スキーム利用)

Q31 特定調停（事業者・法人）の調停の価額の算定について、教えてください。

A 債権者ごとに調停の価額を160万円とみなした価額の手数料（6500円）を納付し、債権額が判明したときに追納することもできます。

Q32 倒産処理スキームを利用する際の注意点について教えてください。

A 本スキームは、債務者である申立人が、事前に債権者との間で協議し、弁済条件について概ね調整ができていた場合を想定した制度です。事件係属によって、債権者に取立停止の義務が生じることから、債権者との間に事前に交渉がない場合や、弁済計画を調停条項案として裁判所に提示できないケースの場合は、事件係属期間が長期化し、結果として債権者の理解を得ることが困難になる場合もありますので、事前に債権者との間で協議をした上で、申立てをしてください。

8 個別労働事件

Q33 個別労働事件では、一般的に早期解決が必要なことが多いですが、裁判所では、どのような取り組みをしていますか。

A 個々の労働者と事業主との間の雇用契約に基づく一般的な労使間の紛争に関する事件（個別労働事件）については、東京簡易裁判所では、第1回調停期日の早期指定、2時間枠の確保、労働専門家調停委員を指定する等の工夫をして、個別労働紛争の迅速処理を図る取り組みを行っています。

9 期日調整、期日変更

Q34 第1回調停期日の調整について、アドバイスがありますか。

A 第1回調停期日は、申立書写しを相手方に未送付の段階で指定しますので、訴訟と同様、相手方の都合を聞かずに調整しています。調停申立ての前から相手方代理人と当該紛争について交渉を行っており、調停でも引き続き相手方の代理人に就任する可能性が高い場合には、事実上相手方代理人の都合を確認した上で、裁判所に期日候補日の回答をしていただければ、第1回期日に双方が出頭して充実した調停を実施することができます。

Q35 期日変更について、訴訟と調停で違いがありますか。

A 最初の期日の変更については、訴訟では、当事者双方の合意がある場合にも認められます（民訴法93条3項但書）が、調停では、双方が合意しても、顕著な事由がある場合に限り、変更することができます（民調法22条、非訟法34条3項）。期日変更については、当事者だけでなく調停委員との日程調整も必要ですが、特に多忙な専門家調停委員の場合は、更に調整が困難となり、事件の進行に影響が出る場合もあるので、第1回期日を維持し、出頭した側の事情聴取を行うのが一般的です。

Q36 相手方の代理人に就任したのですが第1回目の期日に出頭できません。迅速な進行のため、こちらでできることはありますか。

A そのような場合でも、上記のとおり、基本的に第1回期日は変更せず、申立人側の事情等を聴取するのが一般的です。第1回期日に出頭できない場合には、あらかじめ次回期日を調整することも可能ですので、早めに担当書記官にご連絡をお願いします。

なお、答弁書等の書面を提出いただく場合は、できるだけ期日の1週間前までにいただけるようお願いいたします。

10 提出書面 (回答書, 主張書面, 書証等)

Q37 回答書について, 教えてください。

A 回答書は, 調停のスムーズな進行のため, 呼出状等とともに相手方に送付している書面で, 相手方の調停に対する考え方, 話し合いで解決する意思の有無, これまでの交渉経緯等について回答を求めるものです。訴訟における答弁書とは異なり, 申立人に副本を送付するものではないので, 副本の提出は求めていません。具体的な主張等については, 答弁書や準備書面に記載して提出してください。

相手方が提出した回答書については, 調停期日に調停委員会を通じてその内容を申立人に伝えることがあるほか, 申立人から記録の閲覧謄写の申請があれば, 特段の事情がない限り許可します。回答書の記載に当たっては, 申立人が閲覧謄写する可能性があることを踏まえて検討してください。

Q38 主張書面の提出や直送は, どのようにすればいいですか。

A 訴訟と同様に準備書面として作成して提出してください。ファクシミリでの提出も可能です。反対当事者には副本を直送していただきますが, 反対当事者に代理人がついていないような場合で, 直送は避けたい事情がある場合には, 裁判所に副本と送付費用(郵便切手)を納めていただければ, 裁判所から反対当事者に送付します。

なお, 準備書面は, 期日の1週間前には提出してください。

Q39 書証の提出時, 証拠説明書は必要ですか。

A 特に書証が多い場合は, 訴訟と同様, 証拠説明書の作成, 証拠番号の付記をお願いします。

11 証拠調べ (送付嘱託, 調査嘱託, 現地調停)

Q40 調停事件における証拠調べ等について, 教

えてください。

A 民調法12条の7に, 事実の調査及び証拠調べについて定められています。実際には, 調停期日において, 当事者, あるいは参考人等から任意で事情聴取を行い, 当事者から提出された書証を事実の調査として確認をすることが多く行われています。

Q41 調停事件で送付嘱託や調査嘱託が行われることもあるのですか。

A 証拠調べの方法として, 調停でも送付嘱託あるいは調査嘱託の申立てがあり, 調停委員会がこれらを採用して嘱託することもあります。この場合には, 別途費用がかかるので, その都度担当係にお問い合わせください。

なお, 調停は訴訟と異なり, 事実認定をして判決する手続ではないため, 時間と費用をかけて送付嘱託等を行っても調停の結論に生かされない場合がありますので, 必要性についてよく検討してください。

Q42 現地調停はどの程度行われているのでしょうか。

A 民調法12条の4に基づき, 紛争の目的地, 例えば当該係争の目的物の所在地で調停委員会が見分けることがあります。東京簡易裁判所では, 事案の必要に応じて, 毎年若干数の実施はあり, 例えば, 建築請負に係る紛争で, 建築士が調停委員に選任されている場合に, 現地調停で現状確認する事案などがあります。

Q43 証拠の提出方法, 提出時期について, 教えてください。

A 調停期日を充実させ, 迅速な期日進行を図るため, 早い段階で証拠説明書と書証の提出をお願いします。

例えば, 契約に係る紛争であれば契約書, 不法行為に基づく損害賠償であれば, 当該不法行為の特定, 発生した損害の状況に係る書類等の基本的な証拠は, 申立ての段階で提出するようにしてください。

一方, 膨大な書証があるような事案では, 証拠全

体を調停手続で提出する必要があるかなども検討いただいた上、必要に応じて調停委員会に相談してください。

Q44 反対当事者には非開示を希望する主張書面や証拠等を提出するには、どうしたらいいですか。

A 調停手続は非公開の手続であり、提出する書証等を全て反対当事者に開示する必要はなく、調停委員会への参考資料として提出することも可能です。反対当事者に見せたくないと考えている主張書面や書証等を提出する際は、その旨を明記し、調停の席上で非開示希望の旨とその理由を述べてください。

ただし、調停委員会が非開示としない扱いが相当だと判断した場合は通常の記録の一部として取り扱われますので、その際は書面を提出するかどうかについて再検討をお願いします。

12 調停条項案の調整, 起案

Q45 調停条項案を作成, 検討する上で, 注意することはありますか。

A 調停調書の記載は裁判上の和解と同一の効力を有し(民調法16条), 強制執行の基礎となり, 権利義務の存否や内容を確定するものとなるため, その内容は一義的に明確であることが必要です。裁判上の和解と同様, 次のような点にご検討いただくほか, 給付に関する条項について, 「支払う。」「明け渡す。」などの明確な給付文言ではなく, 「支払う(明け渡す)ことを約束する。」などの文言を用いる場合は, 当該条項が債務名義とならないことについて, 当事者が十分理解できるように配慮してください。

- 金銭の支払を内容とする給付条項について, 支払名目(損害賠償金か, 解決金か, 和解金かなど)をどうするか。
- 登記を内容とする給付条項について, 登記に必要な事項が漏れなく含まれているか。(法務局に確認していただくことが確実です。)

- 明渡しを内容とする給付条項について, 明渡しの範囲が現地で特定できる程度に明確になっているか。
- 期限の利益の喪失, 関連事件の処理, 担保の取消しに関する条項等, 必要な条項が漏れなく記載されているか。

13 利害関係人参加

Q46 利害関係人を参加させる場合の手続について, 説明してください。

A 利害関係人を参加させる場合には, ①利害関係人自らが「利害関係人参加申出書」を提出する場合と, ②当事者が「利害関係人呼出申請書」を提出して利害関係人の参加を求める場合とがあります。

- ① 利害関係人参加申出書を提出する場合には, 500円の収入印紙を貼付してください。申出書が提出され, 調停委員会がこれを許可すると, 利害関係人として手続に参加することができます。
- ② 利害関係人呼出申請書は, 当事者が第三者を利害関係人として事件に関与させたい場合に提出するもので, 印紙は必要なく, 調停委員会が参加を命じた場合は, 担当書記官において, 利害関係人の呼出しを行います。申請書には利害関係人の住所, 氏名を記載し, 呼出しのための郵券と申立書等の写しを添付してください。

Q47 民調法11条1項・2項の「利害関係」とは, 具体的にどういったものなのでしょうか。

A 利害関係とは, 法律上(例えば, 保証人)又は事実上(例えば, 家屋明渡調停事件の同居人)のいずれの理由でも構いません。調停での合意に影響が生じる利害があるか否か, 権利義務関係に係り性があるか等のほか, 当事者の意向, 合意の見込み等を踏まえて, 利害関係人の参加の許否を判断することとなります。

Q48 実際, 利害関係人としての参加が認められたものにはどのようなものがあるのでしょうか。

A ①主たる債務者の連帯保証人としての関与として、法人代表者（主たる債務者が法人である場合）や親権者（主たる債務者が未成年者である場合）、②調停の進行の中で判明した共同相続人等があります。

Q49 同じ代理人が当事者と利害関係人の両方の代理人になることができますか。

A 当事者と利害関係人の利益が共通の場合には、両方の代理人になることも可能ですが、双方代理になるような場合は、両方の代理人になることはできませんので、利益相反の有無につきご検討いただき、疑義がある場合は、調停成立予定の期日の前に裁判所にご相談ください。

14 調停成立

Q50 調停調書の送達は、職権でされるのですか。

A 当事者間に合意が成立すると、書記官が調停調書を作成しますが、和解調書と同様に、送達申請があって初めて正本を送達しますので、調停成立時に、担当書記官に申請してください（口頭申請可）。

15 調停に代わる決定

Q51 調停に代わる決定（民調法17条）の形式は、調停条項のようなスタイルが多いのでしょうか。

A 概ね調停条項と同じです。

16 調停不成立

Q52 調停不成立の場合の訴訟申立手数料のみなし納付について注意すべき点はありますか。

A 調停不成立の場合には、不成立の告知を受けた日から2週間以内に、調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、調停の申立てについて納付した手数料の額に相当する額は、当該訴えの提起につき納付したものとみなされます（民訴費用法5条1項）ので、訴訟の提起を検討している場合は、不成立後、書記官室で、申立書写しを添付した不

成立証明書申請書（収入印紙300円の納付が必要）を提出して、同証明書を取得し、訴え提起裁判所に訴状を提出する際、併せて提出してください。

Q53 訴訟を提起するに当たって、申立書写しを添付した調停不成立証明書が必要な場合があると聞きましたが、どういう場合ですか。

A 訴訟提起に当たって調停申立時に納付した手数料の控除を受ける場合のほか、調停前置が定められた事件で訴訟を提起する場合にも、申立書写しを添付した調停不成立証明書が必要になります。

17 調停申立ての取下げ

Q54 調停申立てを取り下げた場合には、手数料が還付されるのですか。

A 申立人は、調停事件終了前であれば、いつでも調停の申立てを取り下げることができ、第1回調停期日前に取下げをされた場合は、申立てにより、手数料を還付できる場合があります。

還付できる額は、現実に納められた手数料の額から、納めるべき手数料の額の2分の1の額を差し引いた額で（民訴費用法9条3項）、適正金額の手数料が納められた場合、還付金額は、納められた手数料額の2分の1の金額となります。ただし、法定の手数料の額の2分の1の額が4000円に満たないときは、還付金額は、納められた手数料の額から4000円を控除した額になります（民訴費用法9条3項）。

18 その他

Q55 調停期日調書の閲覧謄写はできますか。

A 期日調書が作成された場合は、閲覧謄写の請求をすることは可能ですが、調停手続では、調停主任において必要ないと認めるときは、調書の作成を省略できる（民調法12条の5但書）ため、調停事件では、調停成立又は不成立以外の場合の期日の調書は、省略する扱いが多く行われていますので、ご承知おきください。

座談会

日時 2020年2月5日(水)15時~17時

出席者

齊藤 徳次 東京簡易裁判所 民事第6室 主任書記官(総括)
 松田 隆之 東京簡易裁判所 民事第6室 主任書記官
 藤田 圭子 東京簡易裁判所 民事第6室 主任書記官
 遠山 嘉織 東京簡易裁判所 民事第6室 裁判所書記官
 中野 剛史 東京簡易裁判所 調停委員(元調停官)・弁護士(第二東京弁護士会・48期)
 一條 典子 東京簡易裁判所 調停委員・弁護士(第二東京弁護士会・63期)
 志賀 晃 東京弁護士会 LIBRA編集会議委員・弁護士(59期)

*出席者の肩書は座談会実施日現在/敬称略

1 はじめに

一條：本日、司会を務めさせていただきます弁護士の一條と申します。平成28年から東京簡易裁判所(以下「東京簡裁」)の民事調停委員に就任しております。

中野：中野と申します。東京簡裁の民事調停委員になったのは平成14年です。平成17年から2年間、民事調停官を経験しまして、その後、また調停委員として仕事をさせていただいています。

志賀：LIBRA編集会議の志賀と申します。民事調停については、以前、勤務弁護士のころ交通事故に関する債務の不存在確認調停などを扱っていました。今回は読者が民事調停に少しでも馴染みが深くなるように、新人弁護士のころのことを思い出して質問をしたいと思います。

齊藤：民事第6室で主任書記官をしています齊藤です。東京簡裁墨田庁舎には平成30年から在籍していますが、現在は、直接調停事件は担当していません。ただ、前任庁では調停事件の担当をさせていただいていました。

松田：民事第6室受付係の主任書記官をしています松田と申します。私は、平成30年4月に墨田庁舎に転入しまして、当初は6室3係にありまして藤田主任と一緒に調停事件を担当していたのですが、昨年8月に受付係の方に回りました。

藤田：同じく民事第6室の主任書記官の藤田と申します。私は平成29年に民事第6室に参りまして、受付係を1年、6室3係で事件を2年担当して、全体を

見させていただくことができています。

遠山：書記官の遠山です。民事第6室2係で事件を担当したあと、現在は受付係で仕事をさせていただいています。

2 管轄について

一條：では早速、Q&Aを踏まえて各論に入っていきたいと思います。まず、Q7の管轄に関連して、志賀さんから質問をいただいています。

志賀：Q7で土地管轄違いの申立てについて、いわゆる自庁処理する場合について触られていますけれども、実際に自庁処理を行った事案としては具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

藤田：民事調停法(以下「民調法」)4条1項に規定がありまして、基本的には管轄がない場合は、管轄裁判所に移送すべきということになっています。ただ、訴訟経済や合意を目指すという観点から、このままこの裁判所で案件を進めた方が当事者にとって便宜であるという場合には、自庁処理を行うという判断をすることになります(同項但書)。

もっとも、実際のところは、全く管轄がないのに自庁処理をするということはあまりなく、管轄が競合して申し立てられているケースが非常に多いです。例えば、主債務者と連帯債務者に対し連帯して支払を求める事案で、片方に管轄がないものを一緒に申し立てる。訴訟の場合は、義務履行地を管轄する裁判所に管轄が認められるので問題ないのですが、調

停の場合には、相手方の住所地を管轄する裁判所に管轄が認められるので、当事者ごとに分けるのかどうかということが問題となります。そういったときに、遠くに足を運んでもらうことになるけれども、一緒に解決することで合理的な解決ができるという理由で自庁処理をすることがあります。

あとは、共同相続人間の共有物分割なども、相続人がいろいろな場所にいると、どこかの裁判所でまとめることが必要になってきますし、請負とか業務委託などの事案で、下請、孫請など出てくる場合など、複数で合一の結果を導くことにメリットがある事例について積極的に自庁処理をしています。

遠山：またそのような事案以外に、係争物件や関係人の所在地から、本来の管轄に従うと事件処理に多くの時間がかかるような場合も自庁処理を行った事例があります。

一條：では、自庁処理をお願いしたいというときに、代理人はどのような形で裁判所に伝えたらよいのでしょうか。

松田：管轄違いでも自庁処理をするという場合、申立人代理人ご自身が管轄違いということを知った上であえて申立てをされるというときは、上申書を提出して、その中で理由に触れていただいているケースが圧倒的に多いですね。

上申書の内容としては、「こういう理由があるので、是非御庁において手続を進められたい」というふうに具体的に特別な事情を記載していただかないと、裁判官も分かりませんので、具体的な事情が一番大事になるかなと思います。あとは、緊急性が高いときなどは、受付をして上申書を受理したあとで、直接、担当係に口頭で事情を述べてもらうということもあります。

遠山：管轄違いのものについても、管轄の合意があれば



東京簡易裁判所
民事第6室
主任書記官(総括)

斉藤 徳次

配慮できます。管轄の合意は、連名による合意書の作成をお願いしています(Q5参照)。当事者代理人同士で、話し合いがうまくいってれば、上申書を提出するよりも、管轄合意書を提出していただいた方が、スムーズに手続が進められると思いますが、話し合いがうまくいかず管轄合意書が取得できない場合には、上申書にそのような事情も併せて記載していただけると事情が分かってよいのではないかと思います。

中野：実際に、弁護士が気付かずに管轄違いの申立てをして、自庁処理したという例はあるのでしょうか。

遠山：そのような例もあると思います。前述の複数当事者で管轄が分かれているケースで、当事者ごとに分けて移送せず自庁処理をする場合には、書記官は、代理人には特に事情を聞かずに、そのまま期日の連絡をさせていただくことが多く、弁護士が気付かないまま手続が進められているということもあると思います。

中野：我々が気付かないで間違っ申立てをして、自庁処理で救ってもらっているということはあるかもしれませんね。

遠山：主債務者と連帯債務者の場合など、管轄違いに気付かないで申立てされているケースは多いと思います。一方で、交通事故の案件で不法行為地を管轄の基準にして申し立てられたとか、宅地建物調停の案件で建物所在地が管轄の基準であることを失念して申し立てられたような管轄違いの場合には、移送する前に、代理人に電話等で事情を聞くことが多いので、その際は、事情を説明していただくとありがたいと思います。

また、受付の書記官としては、宅地建物調停なのか一般調停なのか、どちらとも考えられるというような事案の場合には、最終的には裁判官の判断になりますが、なるべく管轄が認められるような種別で立件しています。



東京簡易裁判所
民事第6室
主任書記官

松田 隆之

3 申立書の記載について

一條：では、次にQ14, 15に関連して、調停申立書の記載方法について、訴状と異なる配慮が必要かどうかについて、気を付ける点等がありますでしょうか。

藤田：東京簡裁では、申立書に関しては、訴状の請求原因のように要件事実を網羅的に記載するまでの必要はなく、この点にあまりとらわれなくて構わない、という説明をさせていただいています。

それには、いくつかの事情があるのですが、調停は合意での紛争解決を目指す手続ですから、要件事実だけを絞って書いてしまうとかなり強い表現になる場合もあって、相手方を過度に刺激することにもなりかねないというところがあります。また、要件事実よりも紛争の概要、実情をコンパクトに書いていただくことで、どんな事案で何が問題になっているのかを理解するという部分を重要視しているということもあります。

それによって調停委員の人選、期日の指定などについて、合意の可能性等も考えて準備をさせていただけるので、ある意味、訴状と違う観点で申立書の準備をしていただく、というご案内をさせていただいています。

一條：以前の『LIBRA』の民事調停特集（編集部注・「民事調停のすすめ」（2018年7月号掲載）当会ウェブサイトで開催中（https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2018_07/p02-23.pdf））でも触れられていますが、「相当な内容の調停を求める」というような申立ての趣旨が記載されている場合も受け付けるということを、私も最近初めて知りました。その場合、申立手数料というのはいくらになるのでしょうか。

松田：「相当な内容の調停を求める」のときは、調停

の価額は算定不能として算出されますので、申立手数料は6500円になります（Q11参照）。

一條：どのような申立書が紛争解決に望ましいのか、調停委員の立場として申立書を見ていらっしゃる中野さんから伺いたいのですが。

中野：読む側からすると、やはり紛争の実態が分かるような記載をしていただくことが望ましいですね。もちろん要件事実も大事なんですけれども、例えば、交渉の経緯がどうだったかとか、この調停に至るまでにどんなことをやってきたかとか、申立ての趣旨はお金の請求だけれど、実際に当事者がこだわっているところはこの点だとか、そうした紛争の実態が分かるような部分を記載していただけると非常にありがたいですね。

調停申立書を読んで、第一印象としては、これはなかなか解決が難しそうだなと思った事案でも、実際、当事者に会って話をしてみると「ああ、そっちが問題なんですか」という感じのことがよくあります。事前の準備を考えると、紛争の実態が分かるような記載をしていただくとありがたいと思うことは多いです。

一條：今のお話は私も調停委員として同様に感じるところです。

4 期日の進行について

(1) 専門家調停委員について

一條：では、次のテーマに進めさせていただきます。Q20に関連して、専門家調停委員の指定について、志賀さんから質問があるということですが。

志賀：先日、都外にある裁判所で調停を申し立てようと考えたときに悩んだところで、要は車の損傷、修理費の相当性が問題になるような事案でした。以前、

調停委員には自動車保険のアジャスターの資格を持っている方もいると聞いていたので、今回、調停を利用して話し合いを進めるということを検討しました。ただ、その件の管轄がある裁判所は独立の小さな簡易裁判所で、アジャスターが専門家調停委員として在籍しているかどうか分からなかったため、その簡易裁判所に申し立てても、結局調停委員会に専門家が含まれていない可能性もあることを考慮すると、あまり調停を利用するメリットがないのではないかと考え、結局その件では申し立てをしませんでした。

東京簡裁だと、調停委員にいろいろな専門家の調停委員がいらっしゃるということですが、例えば、町田簡裁や武蔵野簡裁などに調停を申し立てたとき、問題となる分野の専門家調停委員がその裁判所には所属していないということもあり得ると思います。このような場合に、他庁、例えば東京簡裁から専門家調停委員の方を融通してもらって、調停委員に付けていただくということができるとかどうかわかるのか、実際にどれくらいそうした扱いをしているのか教えていただければと思います。

齊藤：東京簡裁では、大きく言うと調停委員の半分が弁護士調停委員、残りの半分が専門家調停委員及び一般調停委員という割合になっています。

専門家調停委員には、医師や建築士、不動産鑑定士など、諸々の専門家がいらして、調停事件を担当されています。基本的には、専門性のある事件であれば、例えば医師と弁護士というようなコンビで組んでもらっています。その事件に沿うような分野の調停委員を、各係の主任書記官が、裁判官や調停官と相談しながら指定しているというのが実際のところですね。

高度に専門性のある分野の場合、例えば医療の分野でもいろいろな科に分かれているようなところで、



東京簡易裁判所
民事第6室
主任書記官

藤田 圭子

ある特定の分野にマッチする調停委員がいないというような場合であれば、東京地裁からその分野の専門の調停委員をお借りすることもあります。おっしゃるように町田簡裁などで、もし、そうした専門家の調停委員がいないということであれば、例えば東京簡裁や東京地裁の調停委員など、東京地裁管内の調停委員の方をお願いすることは可能です。

志賀：専門家調停委員を付けてほしいと考えている場合には、調停の申立てをするとき、こういう事件なのでこういった分野の専門家調停委員を付けることを希望するというような上申書を提出しておけば、受け付けた裁判所の方で、仮にその裁判所にその分野の専門家がなくても、他の裁判所からの融通を検討していただけるのでしょうか。

松田：事案に即した専門家調停委員を求めるには、ある程度申立人代理人からその事件の実情を説明していただいて、ここが争点なのでこういう専門の調停委員を付けていただきたい、というふうな形の上申書などを提出していただくのがよいかと思います。ただ、必ずその専門の調停委員が付くとは限りません。

一條：調停委員から見た専門家調停委員の活用のメリットについてお話しいただけますか。

中野：専門家調停委員というのは民事調停の「売り」の一つですね。建築関係の調停であれば、建築士が付く場合が多いし、不動産の関係だったら不動産鑑定士が付く場合が多い。医療過誤だったら医師が調停委員に付くかもしれない。そうした専門家の客観的な意見が聞ける。だから、まず調停を申し立てて、専門家の意見や判断を聞くという利用の仕方もあるのではないかと思います。仮に合意に至らなかったとしても、資料の収集ができたという結果を得ることができます。それでも訴額が算定不能の申し立てなら手数料は6500円ですからね(笑)。



(2) 裁判所における加害行為等の防止について

一條：次にQ21に関連しますが、期日の進行上、特別な配慮を裁判所に求めたい場合、実際にどのような配慮が裁判所としてできるのか、実際の運用はどのようにされているのか、例えば防犯上のことや安全配慮についてお聞きしたいと思います。

松田：安全配慮の一例としては、申立人側と相手方側で時間をずらして出頭してもらうなどですね。

藤田：ただ、合意することが見込まれる段階では、期日をそれぞれ別の日に設定するとか、午前と午後に分けるということではできません。それは、調停が合意を確認するための手続なので、時間があまりにもずれてしまうと、裁判所がその期日に合意を確認したことになるのかという問題が出てくるからです。したがって、基本的には同じ時間にお越しいただくということでご案内をして進めていくのですが、顔を合わせないような配慮など、個別事情を踏まえて細かく対応させていただいているので、そこは気兼ねなく情報提供していただければと思います。

遠山：例えばDVの事案や、暴力行為に関する事案など、相手に粗暴癖があったり、事前交渉の段階でトラブルがあったというような、調停期日の円滑な進行に不安があるような事情があるときは、できれば早い段階でご連絡いただければ、裁判所の方で先ほどのような配慮を行うことができます。

志賀：情報提供の方法としては、期日調整の電話のときに伝えたり、上申書を提出したりということになるのでしょうか。

藤田：まずは書面ではなく電話がよいかと思います。申立てのときなど、窓口の担当者に、ちょっと危険防止の配慮をしてほしいので担当書記官に連絡を取りたいという一言を添えていただだけでも十分です。そうすれば、期日指定前にこちらから連絡さ

せていただいて事情を伺います。早ければ早いほど手立が取りやすいので、危険防止ということで、意識していただければと思います。

松田：電話ですと、その場で代理人に事情を確認することもできますので、ひとまずは電話でご連絡いただくのがいいですね。

藤田：書面で事情をご説明いただく場合は、他方当事者に知られては困る事情を記載する必要があることも多いと思います。このような場合、非開示を希望していただければ、非開示といたします（Q44参照）。非開示の申出をしなかったり、忘れてしてしまうと、他方当事者による閲覧の対象になることがありますので、注意してください。

齊藤：何か事件が起きてからでは遅いので、事前に、一言電話でちょっとこの事件はトラブルが起きるかもしれないなというふうな雰囲気でも構わないと思いますので、言っていただければ、裁判所側もそれなりに対応をします。

遠山：また、そこまででなくても、申立人が相手方と、あるいは、相手方が申立人と顔を合わせることに強い不安や抵抗感をもっている場合でも、ご連絡をいただければ、調停委員会が進行について配慮することができます。

(3) 同席調停について

一條：調停の期日において、原則としては別々に事情聴取して進められていると思うのですが、場合によっては両当事者同席で話を進めることもあると聞いています。同席調停について、どのような場合に同席のメリットがあるのかをお話いただけますでしょうか。

中野：調停は当事者本人に出席いただくのが原則です。しかし、当事者同士が同席してしまうと感情的な問

題もあってなかなか話し合いが進まないということもあり、原則は別々にということになります。ただ、例えばある程度話し合いが調停外で進んでいて、一定の和解の方向が出ているというような場合とか、あるいは当事者が出頭しないで代理人弁護士だけが出てきて、争点の整理がスムーズにいくような場合などは、むしろ同席調停で行った方が話は早いし、伝言ゲームみたいな形での間違いもない。そうした場合には、私はむしろ同席調停を積極的にやった方がよいと思っています。

また、当事者同士は非常に感情的な対立が激しくて同席はとても無理だという場合に、代理人だけに入っていて代理人だけ同席で話すという場合もあります。「代理人としてはこの辺が妥当と思うんだけど」というような話が出てきて、現実の紛争の落としどころや、当事者の説得の方向性が見えてきて、調停の進行に非常に役に立つ場合もあります。

ですから、必ず別々という訳ではなくて、同席でやる場合、代理人だけ同席でやる場合というふうに、事案によって柔軟に使い分けてやっているところだと思います。もし、同席調停の希望などがあれば是非言っていたきたいと思います。

5 労働審判と民事調停の関係について

一條：Q33に関連して、労働事件において民事調停を利用するメリットについて志賀さんからご質問があるということですが。

志賀：労働審判制度については一連の司法改革の中で成功例の一つとして評価されていますけれども、そうした成功している制度がある中で、あえて民事調停で労働問題について解決を図るメリットがどの辺りにあるのでしょうか。



東京簡易裁判所
調停委員（元調停官）
弁護士

中野 剛史
（第二東京弁護士会・48期）

松田：労働審判は、3回で打ち切られてしまいますが、事案によってはもう少し話せばもっと煮詰まって解決に至るというものもあると思います。回数で打ち切れないというのは、民事調停で労働事件を扱う一つのメリットなのかなと思います。

藤田：労働審判は、労働事件の審理が長期化していたところを改善しなければということで制度が立てられたものです。そのため3回の審理の結果を踏まえて審判を出して、その審判に不服ということで異議を出すと訴訟に移行するという制度なんです。

制度を設けるにあたっては、やはり労使の関係もあるので、審判の手續に労使の専門家を入れるということで、労働審判員は労働者側と雇用者側のそれぞれの専門家を代表した方が選ばれて、2人付くことになっています。

専門家を入れるという意味では、民事調停でも配慮をしており、東京簡裁の場合は、個別労働事件は特別に一定の係に集中させて担当し、なおかつ調停委員も弁護士と社労士を中心として労働事件に詳しい方を選任して行っています。

更に調停期日は、通常は1期日1時間で進行管理をしているのですが、労働事件に関しては初回は2時間としており、迅速性に配慮しながら、丁寧に事情を聞きましょう、紛争を正確に把握しましょうという姿勢を持って臨んでいます。最終的に合意に至らない、又は裁判所の提案も受け入れられないということがあっても、その後、訴訟を選択するのか、労働審判を選択するのかという余地もあります。

志賀：先ほどの話で、労働審判では労働審判員は労働者側、雇用者側からそれぞれ選ばれるということですが、今伺った話だと調停の場合ではそういう訳でもないということでしょうか。

藤田：そうですね。全体を見るという観点で、特に労



東京簡易裁判所
調停委員
弁護士

一條 典子
(第二東京弁護士会・63期)

働事件の経験が豊富な方、専門性を持っていらっしゃる方というスタンスで調停委員を選んでいる、そこは大きな違いがあるかなと思います。

遠山：民事調停の場合には、証拠等がない場合や、相手方の出方が分からないというような場合でも申立てをしていただけるという点で、労働審判よりも気軽に申立てをしていただけるのではないかと思います。

6 申立手数料のみなし納付について

一條：手続的なところですけれども、Q52に関連して調停から訴訟に移行する際に申立手数料を節約したいというとき、どのような点に気を付ければよろしいでしょうか。

松田：調停不成立で終わったときに、不成立から14日以内に調停の目的となった請求について訴えを提起する場合、「不成立証明書」を訴訟裁判所に提出しますと、訴訟提起の手数料について、調停で納めた手数料の半額分が、訴訟提起のときに納付したものとみなされます。

その際に、調停の目的となった請求を示すために、調停申立書の写しを添付することになるので、調停申立書の中で最低限しっかりと申立ての趣旨と紛争の要点を記載しておくことが重要になるかと思います。そここのところがあやふやですと、訴訟裁判所の書記官としては、調停の目的となった請求が訴えと同一と言えるかどうか認定できず、半額分を納付したものとみなされないことがあります。

一條：申立ての趣旨と請求の趣旨の同一性の範囲で、同一性があれば調停で納めた手数料を訴訟で納付したものとみなすことができるという扱いになっているという理解でよろしいですか。

松田：そうです。

一條：「相当な内容の調停を求める」という申立ての趣旨の場合は、難しそうですね。

松田：訴訟をする場合には、請求を特定していただかないといけないので、難しい面があると思いますね。

藤田：訴訟を予定しているのであれば、それなりの書き方をさせていただく必要がありますが、調停で何らかの結論を出して解決したいというのであれば、申立ての趣旨と紛争の要点の記載はその程度で大丈夫です。

7 事実認定

(1) 事実認定の程度について

志賀：「簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究」(司法研修所編・法曹会)という本の72頁を見ると、事実認定について「こちらの方が正しそうだ」という程度の心証で足りる旨の記載がありました。これは民事訴訟でいう「証明」までは当然いなくて、「疎明」ともまたちょっとちがうのかなというような感じの印象を受けたのですけれども、実際に調停に携わる方としては、その辺りの感覚はいかがなのでしょう。

中野：それぞれの調停委員会ごとに違うかと思うのですが、この記載は、調停を進める上で、かちっとした事実認定ができなくても、合意ができそうであれば積極的に調停による解決を図りましょうという趣旨ではないかと思います。

でも、特に代理人に弁護士が付いている場合で、訴訟を意識した申立書が出されていて、一方で相手方から答弁書が出ている。書証も提出されている。そうすると、主張、反論、書証が揃っています。加えて当事者に出てきてもらってお話を聞くと、ほとんど当事者尋問をしたのと同じことになる。これだけ

揃っていれば、心証が得られないということはないんですよね。難しい事案もちろんありますけれども、多くの場合、特に代理人弁護士が付いている事件では、現実にはかなりの心証を形成して対応している例が多いのではないかと思います。

一條：事実認定の考え方について、書記官の方からご意見はございますか。

藤田：事実認定の部分は裁判官や調停官、調停委員会の役割になるので、書記官としては間接的になりますが、東京簡裁全体としても事実認定は重視して事案に臨んでいるところです。できる限り証拠に基づく認定をした上で、調停案を提示するという作業をしています。心証形成はある一定のレベルまでは到達させた上で調停案を提示するという流れでやっていますので、それに期待して書証をご用意いただければよいかと思います。

(2) 調停に代わる決定(いわゆる17条決定)について

一條：事実認定に関連して、調停に代わる決定、いわゆる17条決定というものがありますけれども、書記官の方から現在の運用状況について教えていただければと思います。例えば、事件によって17条決定を出しやすいものがあるのかどうか、東京簡裁ではどのような場合に17条決定をするのか、その場合の条件などがあれば。

遠山：民調法17条の調停に代わる決定に関しては、実は特定調停事件や債務弁済協定などに用いることが多いというのが実情です。

一般調停の場合には、当事者間に概ね合意が形成できているけれども、あと1歩のところまで金額、条件の折り合いがつかない。でも、話を聞いていると裁判所から決定をもらえれば、多分従いますよとい



東京弁護士会
LIBRA 編集会議委員
弁護士

志賀 晃
(59期)

う感触がつかめているようなケースでは17条決定を出すということが行われています。件数自体はそれほどではありませんが、全体的に17条決定を活用していく方向ではあるので、調停を成立させるのは難しいけれど17条決定を出してもらえれば応じられる、というときは、17条決定を出してくださいと言っただけだったらいいと思います。

松田：以前、個別労働事件で、確か相手方から解決料を払うという話が出ていたのに、申立人が調停に来なくなってしまいました。それで、結局相手方が申立人に送金して支払うというような形の条項で、17条決定を出したということがありました。

一條：17条決定の活用について、中野さんからご意見はございますか。

中野：私は積極的に利用していただいた方がよいと思っています。ある程度話し合いが進んで、例えば金額的にはかなり近いところまで来た、あるいは調停委員会から調停案が出たといったような場合に、17条決定を出してもらおうということは意義があると思います。調停不成立では何も残りませんが、17条決定が出れば、たとえ異議が出て決定の効力が失われても、調停委員会が示した解決案が残ります。

ただ、調停委員会はあまり積極的には決定を出してくれないと思うので、代理人から、「ここまで来たのだから是非17条決定を出してください」というふうに言っていた方がいいと思います。事案によって出すか出さないかは裁判所が判断すると思いますが、何らかの結果を残したいという場合には、17条決定は有効な手段ではないかと私は思います。

藤田：ただ、17条決定は、条文で「調停に代わる決定」とされているように、合意に代わって裁判所が決定として案を出すというものですので、異議が出されて否定されることを前提には出しにくいという考

えもあります。異議が出て、その結果を踏まえて訴訟に行くことを念頭に置いている場合には、訴訟裁判所の審理に影響を与えることになりかねないので、抑制的なスタンスになるということかと思えます。

現状としては、双方の意見を聞いて、こういう結論で決定を出せば、双方ともに納得してくれるだろうという期待ができるものについて出しているというところでは。

もっとも、例えば先ほどの個別労働事件の例など、ポジティブな形で17条決定を出して行って、それを当事者の方が受け入れてくださるのであれば、積極的な活用になるかなと考えています。

志賀：ちなみに17条決定を当事者に郵送する場合、送達ではなくて普通郵便なのですか。

藤田：決定ですので、相当な告知方法で足りるから普通郵便でも構いませんが、不服申立期間の把握ができないので特別送達にしています。調停が成立した場合にも、調停調書は、送達申請をいただいて送達しているのが現状です。

遠山：調停成立時の送達申請については、口頭申請で足り、書面は不要です。

8 調停条項の作成について

(1) 債務名義の特定

一條：Q45に調停条項案の作成という項目がありますが、調停条項案について、申立人の代理人、又は相手方代理人が作成される割合というのはどのくらいあるのでしょうか。

藤田：代理人が付いている場合は、片方から出てくることもあれば双方でやり取りなさって出されることもあり、積極的に作成していただいているという感触です。

一條：代理人として、調停条項案を作成するにあたり注意しなければならない点を教えてください。

藤田：内容としては、債務名義としての特定がきちんと行われているかどうか、書記官は特にそこを重点的に点検しています。その前提としては、請求権の確定がされているか、履行の条件などがきちんと書かれているかというところになります。例えば、弁済が引渡しから1か月以内という場合に、弁済の日、引渡しの日はどうやって特定するのか、いつなのか、そういったことをご注意いただきたいと思います。

(2) 「約束する」条項

一條：調停条項において、「支払うことを約束する」とか「合意した」という、語尾を少し柔らかくするというか、そういう表現を見たことがありますが、そうしたものを作成される趣旨というか、狙いはどのようなところにあるのかを聞かせていただけますか。

藤田：基本的には、半ば履行の準備ができていて、債務名義化して強制執行ができる状態を整えなくても、履行を期待できる、信頼できるといったときに、そういった表現を使ったりします。お互いに自助努力によって解決しようという意思を積極的に反映させることで、今後の関係を円満に継続できるという面もあります。

あとは、相手に条件を飲んでもらう以上、お金の支払について強制執行する云々ということ正面切って言わない。でも、席上で支払は約束してもらいたいというようなときに、債務名義にしないということはありません。ただ、そうした例はごく稀です。

志賀：そうした文言であると、「執行との関係で問題がある」ということを当事者に説明しておかないと怖いかなと思うんですけど、調停委員としては説明の仕方などについて工夫されていますか。

一條：代理人から出てくるものには、あまり「約束する」という条項案はありませんね。代理人から、もし「約束する」というものが出てきたときには、これはどういう趣旨ですかという確認をさせていただくと思います。債務名義を取れなくていいんですかと。大丈夫ですとおっしゃる方もいるのかなと思いますが。

中野：私も債務名義としないことはあまりありません。「約束する」といった記載がある条項案が出てくるがありますが、代理人に確認すると大抵「間違っていました」となります（笑）。そういうことが8割ぐらいで、そうではない理由があることもありますが、その場合は一條さんがおっしゃったとおり、これは債務名義になりませんよということを確認した上で調停を成立させることを意識しています。

藤田：他には、第三者を関与させるような弁済になると、例えば「第三者（利害関係人以外）に対して申立人がいくら支払う」というものは、第三者は当事者に入っていないので、強制執行の対象にできないことから、そういう際には、「支払うことを約束する」などとして、債務名義ではないことを明確にするというようなことはします。ただ、本当に稀ですので、条項案を作成するときには強制執行できるのかという視点で考えていただけるとよいと思います。

遠山：書記官としては、給付条項が強制執行手続の段階で執行できないことになってしまうのを避けるため、特定等が不十分で強制執行できない給付文言になっている場合には、強制執行できる形に再考をお願いしています。当事者間では合意していて履行も期待できる場合には、約束するという条項も許容しています。

(3) その他の注意事項

一條：調停条項についてその他のアドバイスがありまし

たらお願いします。

中野：紛争の解決のために、お金の問題以外にも、ここは是非約束してほしいということが当事者から出ることがあります。そうした部分は代理人や当事者でなければ分からず、また紛争解決には大事なところでは。代理人には調停条項案の作成にあたって、当事者とよく話をし、当事者が書いてほしいと思われるところを反映していただくということをお願いしたいですね。

遠山：先ほどの「約束する」とも関係しますが、感情的な対立が大きくて、例えば相手に謝ってほしい、などの内容を「約束する」という形で書くと、債務名義にはならないけれども、紛争を解決できるということもあります。債務名義だけではなくて、例えばこういう内容も載せてほしいということがありましたら是非相談していただければと思います。

藤田：法人が当事者になっている場合は、条項案について会社の稟議を通さなければならないこともあるかと思っています。そうすると、稟議が通ったあと、条項を修正することが難しくなってくるので、調停の席で最終確認するときには修正をできるだけ減らすためにも、ご注意いただくとともに、早めに書記官にご相談いただいて、稟議に間に合うようなスケジュールで進めていただけるとよいかと思っています。

松田：前もって条項をすり合わせておくことで手続を迅速に進行させることができますから、条項案についてはできるだけ事前に提出いただいて、疑問があれば書記官に相談していただければと思います。

一條：調停条項について心配な点があったとき、書記官に電話等を介して、この内容で債務名義を取れますか、というような相談をさせていただくことは可能でしょうか。

藤田：もちろんです。



9 民事調停の活用法

一條：それでは、最後に、民事調停の意外な活用法、民事調停ならではのメリットや魅力について、皆さんにお話ししていただきたいと思います。

遠山：先ほど、調停条項のお話の中で、強制執行を意識して条項を考えるというお話が出ましたが、実は、調停成立後に、執行文付与の申立てがあるケースというのは、訴訟と比較して非常に少ないのではないかと感じています。判決と異なり、調停においては、当事者双方ともに、各自の履行義務について納得して合意に至っているので、任意の履行が期待できる、可能性が高いというのも調停の魅力の一つだと思います。

また、調停官とお話ししてよく感じるのは、例えば証拠がなくて、事案の方向性が分からなくて悩まれているようなケースでも、民事調停の申立てをしていただければ専門家の話を聞けますので、うまく争点整理ができて、次につながることもあるのも、民事調停のメリットではないかと思っています。

松田：先ほども申しましたが、例えば、労働審判は3回で打ち切られてしまうところ、民事調停でもう少し話すことができれば解決に至るということもあると思います。そのように、少し時間をかけても本人の納得が得られるような形での解決が得られるということが、調停のメリットかと思っています。また、仮に不成立になったとしても、専門家調停委員の意見を聞けたり、証拠資料が収集できたという成果が得られるということで使うのも有効なのかなと感じています。

斉藤：証拠が足りなかったり、本当に相手が証拠を持っているのかが分からなかったりという場合に、調停の話合いの中でお互い状況を確認していくという使い方はあるかと思っています。相手の手の内が分からない、交渉もなかなか難しいという場合に、相手と話をし

て、証拠が相手にあるんだったら出してもらえば分かりやすいし、解決しやすいということもあります。そうした意味で、訴訟に持っていくのはなかなか難しいという段階でも、調停を申し立てていただければ解決が早い、ということもあるのかなと思いますね。

藤田：調停委員会は、必ず1人の調停主任と2人以上の調停委員で構成しています。そうすると、3つの頭の知恵を借りられる。更に相手方にも代理人が付けば、申立人代理人も入れて5つのいろいろなアイデアを組み合わせることができる。弁護士という法律の専門家がいて、更に鑑定士だとか建築士、医師、保険会社の出身の人など専門性の高い人がいて、シンクタンクとしてその事件の解決のために関わってもらえるのが民事調停の手続だと思うんですね。そういう人たちのアイデアを取り入れて、自分で答えを出す場所として使ってもらいたいというのが、私が思う民事調停の使い方です。

判決は、裁判所が答えを出してくれる手続です。調停は、要件事実のぶつかり合いの場ではなく、検討した結果、自分はこういう解決がいいという結論を出す場です。その結論が相手と一致するかどうかを探るということになるので、自己紛争解決力を発揮する場所ではないかなと思います。代理人はそれを後押しする立ち位置にある。書記官もそのような位置付けができるんじゃないかと思っています。そう考えると、それにマッチした事案というのが自ずと見えてきます。

訴訟で白黒決着つけることを本人が望んでいるのであれば、どうぞそれをやりましょうということですけど、それを本当に望んでいるのか、本当にその解決で納得するのかというところを見ていただいて、本人が、何らかの形で自分が納得したいのだからというのが少しでも見えたら、弁護士としてそれをうまく後押ししていただければ、調停の良さというか、特



徴が十二分に発揮できるのかなと思っています。

そこを、例えば申立書であったり、証拠の提出であったりといろいろと工夫していただいて、紙ベースでない部分を書記官とやり取りしていただくと、より円滑に進むというふうに考えています。

中野：藤田主任のお話の一つのまとめに近い形になっていますが、今のお話を弁護士サイドから少し付け加えます。例えば、依頼者から「お金を返してもらいたい」という相談を受け、詳しく事情を聞くのですが、何だか話がごちゃごちゃしてよく分からない。お金を貸したんだか、あげたんだか、投資したんだか分からないし、証拠もない。どの弁護士でも、このようにとても法律の土俵に乗せられないよ、という案件の相談を受けた経験があると思います。

でも、そこで諦めないでほしい。依頼者が言っていることは正しそうだと信じられる場合には、証拠もない、法律構成は難しいというときでも、まずは調停を申し立ててみる。すると、相手方から証拠が出てくるかもしれない。否認されと思っていた事実を相手方が認めてくれることもある。事実が明らかになり、争点が絞られれば話し合いも進み、調停で解決できるかもしれない。仮に解決できなくても、調停でのやり取りが訴訟に持っていくときの準備になるという要素があります。そういう使い方がある。もう一度そこを申し上げたいと思います。

それから、藤田主任のおっしゃった自己紛争解決力という点を、これも弁護士サイドから分かりやすく言うところになります。自分の依頼者が、弁護士の言うことを理解してくれない、自分の意見を曲げない、それは無理ですよと言ってもなかなか分かってくれないという場合に、それをそのまま訴訟に持っていけば負けは確実ですよね。そういう事案でも、まず調停を出してみる。依頼者には、民事調停を申し立てて

専門家の意見を聞いてみましょう、5つの頭であたなの言っていることが正しいかどうか見てもらいましょうという、そして、第三者、特に公平、中立な裁判所から、いや、あなたの主張は難しいですよ、妥当な落ち着きどころはこの辺ですよ、と依頼者を説得してもらう手続としても使える、という側面じゃないのかなと思います。

柔軟性のある手続ですし、いろいろ使い方があるのではないかなと思っていますので、是非ご利用ください。

一條：調停委員としてよく提案させていただいているのは、調停に来て初めて代理人同士が会うとか、調停に来る前に代理人同士でいろいろ折衝をやっているけれど、なかなか本音で話せない、妥協点が見いだせない、そういうときに、ある程度調停手続が進んで争点が見えてきたところで、調停外での代理人間協議をお願いするということです。そうすると、今まで対立していた代理人同士が、「じゃあ、やってみようか」と言って協議をしてくださって、解決に至ることがあります。次回期日には、もう調停の条項案が出てくるということも何回か経験したことがあります。そのように、交渉がうまくいかず、暗礁に乗り上げたというときに、民事調停を活用することもお考えいただければよいのかなと思っています。

志賀：個人的には今まで調停の申立ては訴訟の提起よりは少しだけハードルが低いかなというくらいの認識だったのですが、今日皆さんのお話を聞いて、もう少しカジュアルな感じで申立てををしていいのだなということが分かりました。これからは紛争解決の手段として民事調停も積極的に検討するようにしたいと思います。

(構成：西川 達也)



プロアスリート

山本 篤さん

パラ陸上選手として日本で初めてパラリンピック陸上のメダリストとなった山本篤さんにお話をうかがいました。事故により義足となってからプロ選手になるまで常に前向きに挑戦を続けてきている山本さんのお話を聞いて、これまで馴染みの薄かったパラスポーツについてインタビューアール一同、興味を掻き立てられました。

聞き手・構成：高橋辰三、小峯健介、菅原草子

*本インタビューは東京オリンピック・パラリンピックの延期が決定される前に実施されたものです。

—パラ陸上競技を始めたのは何歳頃ですか。

19歳の夏です。あるとき、僕の義足を作ってくれる義肢装具士の方から、陸上の大会があるから出てみるかと言われ、やってみますと。最初は日常用というか、それより少し強度がある義足で参加しました。その大会の午後、その方が競技用の義足を貸してくれるということで、競技用の義足にその場で付け替えてもらって、長さの調整とかもしてもらって出たんですね。レースではタイミングが分からなくなってしまって転んだんですけど、そのときに、この義足をもっともっとうまく使えるようになったら、もっと速く走れるようになる可能性があるなと感じて、それから本格的にスタートしました。100メートル走です。

—高校時代に事故に遭ったと伺いました。

17歳のときです。バイクの単独事故でガードレールに突っ込んでしまいました。

—事故前はプロスポーツ選手を目指していたのですか。

目指してはなかったのですが、スポーツ自体はすごく好きだったので、小学校のときには野球、剣道、水泳、中高ではバレーボールをやっていました。

—事故に遭って気持ちの切り替えが相当大変だったのではないのでしょうか。

いや、そんなに大変じゃなかったです。落ち込んだのは1日はありましたけど。ネガティブに考えていたらすごく苦しいじゃないですか。それは嫌だったので、苦しいのから早くどうにかなりたくて、むしろ自分が今やりたいのは何かと探して。リハビリも毎日、毎日、一個一個全力で臨んでいました。その日、その日を全力でやっていったという感じですかね。

—運動は得意だったのですか。

トップではなかったですが、得意な方ではあったと思います。

—最初に出た大会以後、本格的にパラ陸上の道を進んでいかれたということですが、本格的にやっていくに当たって、目標が見え始めたのはいつぐらいのときですか。

本気でやろうと思ったのは、始めて2年目の夏ぐらいですかね。当時通っていた専門学校には部活がなかったので、自分で空いている時間にトレーニングをしていました。ただ1人でやっていたので、このままだとあまり伸びないなとは思いつつながら。大学の陸上部に入って、一緒に練習する仲間がいる中で、本格的に陸上競技というものを学び、どのようにトレーニングを行うべきかということを知らないと、速くなれないと思ったので、体育大学に行きたいと思っていました。専門学校3年生の夏ぐらいから本気でやっていたんで

すけど、その時アテネパラリンピックの前だったんですね。なので、アテネのパラリンピックに出られるように練習をしっかりとってという感じでやっていたんですけど、ぎりぎりアテネには行けなくて、すごく悔しい思いをして、大学に入学しました。

——短距離から始めたということですが、いつ走り幅跳びを始めたのですか。

2003年のシーズン中で、専門学校3年生のときだったと思います。

——最初は「健足」で跳んでいたのが、「義足」で跳ぶのに変えたと言いました。

大学1年生の10月頃の記録会とき、まだ何試合かしか出ていない素人だったので助走距離とかも分かってなくて、だいたいこの辺だろうと思い跳んでいたのですが、たまたま助走していくうちに、このままじゃファウルになるなと思ったときがあって。反対側で跳んだらたぶんちょうどよくなると思った瞬間に、1本ファウルするよりも取りあえず跳んでおくと、たまたま義足側で跳んだら、いい記録が出たんです。本当に合っているのか分からなかったけど、もう1回やってみたら、もう1回同じくらいの距離が跳べたので、義足で跳べるんだと思って、そこから踏切りは義足側に変えました。

それまでの大会は、義足で跳ぶという人が少なかったのですが、アテネのパラリンピックの1番と2番だった人は義足で跳んでいたんです。それ以外の5～6人は健足で跳んでいたんですけど。上位の人たちは義足で跳んでいると知って、僕も義足で跳ぶようになりました。

——日本初のパラリンピック陸上のメダリストですね。

北京パラリンピックの走り幅跳びで銀メダルを獲得しています。

——メダルを取る前と取った後とで、国内での注目度に違いが感じられましたか。

身内では変わったと思います。僕が所属している会社や、地元である静岡県掛川市での認識というのは大きく変わったかなというふうに思いますけど、日本全体で考えたら、知名度はまったく上がらなかったで

すね。たぶん僕のことを知らない、今もそうかもしれないですけど。ただ、自分の周りの認知度が変わったことによって、競技のしやすさは大きく変わりましたよね。

働きながら競技をやっていたのですが、職場の理解というのが難しい。まじめに練習しているか、してないかなんて、会社の方には分からない。でも、メダルを取って新聞に載ったことによって、あいつ頑張っているんだなというのをすごく分かってもらえました。

——大学を卒業して自動車メーカーのスズキ(株)に就職されたのですか。

そうです。

——プロへ転向したのはいつですか。

2017年10月ですね。9月いっぱいスズキ(株)を退社して、その後にプロアスリートとしてスポンサーを集め転向しました。

——プロ時代と企業に所属しながら実業団選手としてやっていた時代とで、苦勞された点や違いはどのようなものがありますか。

1つは、企業の理念やルールがある中で、陸上選手としてやれる環境です。陸上競技をやりやすい環境ではあったんですけど、それ以外の部分について僕がやりたいとなったときに、企業ではなかなか難しい部分があったんです。1つは、スノーボードの挑戦があったんですけど。陸上部だったので、スノーボードをやるとなったときに、じゃあ、業務はどうするんだとか、有給休暇で行くのかとか。最初は有給休暇で行っていたんですけど、スノーボードの遠征ってすごい長い期間行くので、有給休暇だけではまかなえなくなってくるのは目に見えていました。プロとしてやれば、僕がやりたいことに対してスポンサーとしてサポートしてくれるような企業が何社かある中で、自分自身の意見を出せて、やりたいことをやれる可能性が高いなと思ったんです。

あとは、やっぱり東京パラがあるということで、パラリンピックというものをもっと広めたいとなったときに、活動の幅を広げるのに自分を中心としてプロとしての活動をやった方が、より活動の幅を広くできるんじゃないのかと思いました。

— スノーボードはいつからされていたのですか。

中学1年生からですね。年に数回行くという感じだったんですけど。実は義足になって最初にやったスポーツもスノーボードだったんです。足を切ったあと、何がしたいかなと考えたときに、やっぱり大好きだったスノーボードをやりたいという気持ちがあって、リハビリを頑張れたという部分もあります。そのときにはまだスノーボードはパラリンピックの種目ではなかったので、パラリンピックを目指すというところにはならなかったんですけど。ソチから種目としてスノーボードが入って、ピョンチャンで少し大きくなって競技として入って、さらに種目が2種目になって、クラス分けができて、という形で分類されるようになってきたんですよ。すごくチャンスだなと思いました。

ソチのときにも、やりたいなという気持ちはあったんですけど、なかなか踏み出せる勇気がなくて、踏み出せなかったんですよ。ピョンチャンのときにはもう踏み出したい一心だったので挑戦しました。

— ピョンチャンで初めて冬季のパラに出場されていますが、予選はいかがでしたか。

大変でしたね。ワールドカップで8位入賞をしないといけないという条件があったので。でもすごくラッキーだったのが、最初のワールドカップで7位に入れたんです。その結果をもって推薦をもらえて、招待枠で出場することができました。

— 陸上選手も冬季に休んだりする方もいらっしゃる中で、夏も冬もずっと競技を続けていくことの苦労や、何か相乗効果などはありますか。

陸上をやったことに対して、スノーボードへ活かすことはすごくたくさんありました。筋肉の使い方だったりとか、バランスだったりとかは、すごくスノーボードにも役に立ったんです。逆に、スノーボードをやったことによって陸上競技に良かったことは、運動面としてはほぼゼロです。むしろマイナスでした。

どちらかという、スノーボードは止めて下っていくものなので、筋肉の使い方が違うんです。陸上競技はどちらかという筋肉を使って、爆発させて前に進んでいくんですけど、スノーボードは耐えてエッジを利かせて滑っていくという感じだったので、スノーボードをすることによって筋肉の使い方というのが陸上



競技への妨げになる部分もありました。でも、それは2~3か月すれば直ってきたので、結局そんなに大きな影響ではなかったんですけど。あとは怪我ですね。スノーボードはすごく怪我が多かったの。

— 東京パラリンピックが決まってから、義足の方のスポーツをする環境は変わりましたか。

パラリンピックを目指している選手にとっては、ものすごくいい追い風が吹いたと思いますね。企業が選手を採用してくれるようになったんです。障害者雇用枠やアスリート雇用枠みたいな形で、仕事もするけどアスリートとしての価値も認めてくれて、それを会社としても応援するよという企業がすごく増えていますね。今までは就職しようと思っても、フルタイムで働いて余暇で陸上とかパラスポーツをするんだっらいけど、少し就業時間を減らして競技に充てる時間を増やすよ、という取り組みはあまりなかったんですよ。

— パラスポーツ普及のために取り組まれていることはありますか。

誰もが気軽に走れる環境というのが必要なのかなと思っています。そこで2015年ぐらいから毎年、オットーボック・ジャパンという会社が主催しているランニングクリニックにおいて、10名ずつぐらいに指導をする講師として手伝っています。3日間を通して、これまで走ったことがない人たちも走れるようになるというクリニックですね。一番下は小学校6年生ぐらいから、一番上は75歳くらいまで幅広い年齢層です。今まで60人ぐらいいる中で走れなかった人は1人もなくて。

—— 義足で生活されている方は、普段の生活で走ることは無いのでしょうか。

できないですよ。大腿切断で、膝関節がない人たちにとってみたら、競技用の義足を履かないとほぼ走ることってできません。日常用の義足で走るというのは、ばね感もないし、膝関節のコントロールもすごく難しいので、ハードルが高いし、ほぼ諦めてしまいます。競技用の義足であるブレードを付ければ走るとはできるんですが、費用的な面ですごくハードルが高いんですよ。

—— 競技用の義足にかかる費用はどれ位なのですか。

一番安くても全部そろえると80万円ぐらいかかります。今はいろいろな人の協力を得たりしながら、安い義足を開発している人たちもいます。あとは自治体とかと手を組んでそういうのを補助できるような制度があったら、すごくいいと思うんですよ。

そういうのを、東京パラリンピックのレガシーとして制度を作ってしまうと、ずっと続くので良いと思います。どこかの自治体にそういうことしてもらえれば、いろいろな自治体が追随してくると思うので、そういうところをこれから一緒にやっていきたいなと思っていますね。体育の授業で義足の子供たちが走ったりできているのって、まだ数人なんですよ。国が義務教育として体育の授業をさせている以上、やっぱりそれができる環境整備というのはすごく必要なんじゃないかなと思うんですよ。なので、そういう小学生、中学生が運動会で一緒に走ったりとか、マラソン大会で一緒に走ったりとかができるのが、すごく理想的だなと思うんです。

—— 現在、パラ走り幅跳びで、義足の選手の記録が健足の選手の記録も超えているということで社会的に注目を集めています、どのようにお考えですか。

議論してくれたり、義足の選手がオリンピックに出られるのか、出られないのかというところに注目してもらえるとというのは、すごく嬉しいことだなと思いますね。僕が一番思うのは、足を切るということ自体は、誰もがネガティブなことだと思うけど、義足の人の方が跳べるんじゃないかというイメージがあると、義足をうまく使えるようになったら、いろいろなことができるんだなと考えてもらえるのは、すごくポジティブなこ

とだと思うんですよ。

オリンピックに出られる、出られないに関しては、難しい問題がたくさんあると思います。それはやっぱり同じ土俵なのか、土俵じゃないのかという部分で。義足を使ってより遠くへ跳べるような仕組みがありますので。やっぱり義足は、たわんで伸びるのでそこで加速が生まれるんですよ。ほとんどの健常者の踏切りというのはブレーキ成分しかなくて、加速というところがないので、そこだけを見てしまうと義足って有利かもねというふうに思われても仕方がない部分があるなと思います。でも、それだけ跳べるようになったりするとか、足を切断しても走れたり、跳べたり、いろいろなことができるということを発信する意味では、すごくポジティブな世の中になってきているんじゃないのかなと思うんです。

—— 東京パラリンピックの見どころを教えてくださいませんか。

義足をどう上手く使っているのかというところを見てほしいなと思います。義足って触るとものすごく硬いんですけど、それをうまく曲げて伸ばしてというところを上手く使ってやっているの。跳ぶときにも義足で踏み切りますので、その瞬間というのを見てほしいなと思いますね。

—— 最後に、パラスポーツ競技に関して、一番世の中に知ってもらいたいことは何でしょうか。

選手の名前は知ってもらいたいですね。やっぱり注目するような選手、自分が好きな選手、自分の好きな競技のパラ選手を知ってもらいたいというのがすごくあります。パラリンピックという言葉は知っていても、パラリンピックの選手を知っていますかという、たぶんあまり名前が挙がってこないと思うので。

プロフィール やまもと・あつし

1982年静岡県出身。17歳の時に交通事故で左足を失う。事故後に義足装具士の国家資格を取得し、同時に陸上競技の練習を始め、パラリンピックの出場を目指し大阪体育大学に入学。100mと走り幅跳びの日本記録を塗り替え、2008年の北京パラリンピックでは走り幅跳びで銀メダルを獲得し、100mで5位に入賞。日本の義足陸上競技選手初のパラリンピック・メダリストとなる。2016年リオパラリンピック走り幅跳びで銀メダル、400mリレーで銅メダルを獲得。2017年プロ陸上選手に転向。また、2018年平昌(ピョンチャン)パラリンピックにはスノーボードで出場。2020年東京パラリンピック出場が内定している。

三会公益通報者保護協議会シンポジウム 「ガバナンスとしての公益通報システムの課題 ～公益通報者保護法改正の視点と論点、弁護士役割～」報告

公益通報者保護特別委員会委員 松田 育子 (66期)

1 シンポジウム概要

本年2月7日、弁護士会館において、標記のシンポジウムが開催された。

第一部は、東京大学社会科学研究所の田中亘教授から「公益通報者保護制度：その意義およびガバナンスとの関係」についてご講演いただいた。第二部は、海外の動向（EU指令）を紹介するとともに、公益通報者保護法の改正の動向を踏まえ、これに関連する論点についてパネルディスカッションを行った。

なお、本シンポジウム開催後の3月6日、第201回国会に「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という）が提出された。本シンポジウム開催時点では改正法案は公表されていなかったこと及び本記事作成時点では同法案が審議中であることについて、留意していただきたい。

2 第一部 講演「公益通報者保護制度：その意義およびガバナンスとの関係」

現行の公益通報者保護法の概要及び存在意義、法改正の議論等について触れたうえで、特に以下の事項について、解説がなされた。

(1) 内部通報体制

内閣府消費者委員会公益通報者保護専門調査会（以下「専門調査会」という）が従業員数300人を超える民間事業者及び行政機関に対し内部通報体制の整備を義務づけるべきと報告したこと及び内部通報制度に関する認証制度が既に導入されていること等が紹介された。

(2) 公益通報者保護とガバナンスの関係（特に内部通報体制）

内部通報体制は、内部統制システムの一内容と解されることから、善管注意義務として内部統制システム構築義務を負う取締役は、同義務の一内容として、内部通報体制を整備すべき義務も負うと解される旨、解説がなされた。また、法改正により、仮に従業員数300人を超える民間事業者に対し内部通報体制の整備が義務づけられた場合、かかる事業者に該当する会社の取締役は、善管注意義務ないし法令遵守義務によって、内部通報体制の整備義務を会社に対して負うことが明確になる旨、指摘があった。

(3) 企業グループにおける内部通報体制

会社法上明文の規定はないものの、親会社取締役は、親会社に対する善管注意義務の内容として、子会社の業務を監視・監督する義務を負うと解する見解が有力である旨、解説がなされた。2019年6月に公表された経済産業省のグループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（以下「グループガイドライン」という）においても、「親会社の取締役会は、グループ全体の内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、子会社を含めたその構築・運用状況を監視・監督する責務を負う」旨、定められている（グループガイドライン69頁）。グループ全体の内部統制システムとしてどのようなものを整備するかについては、取締役には広い裁量が認められる旨、指摘があった。

また、グループ相談窓口を設けていた親会社の責任が争われた事例（イビデン事件。最高裁判平成30年2月15日判決（判時2383号15頁））について解説がなされた。

3 第二部 パネルディスカッション

(1) パネリスト

田中教授に加えて、一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部本部長の小畑良晴氏、林尚美弁護士（大阪弁護士会）がパネリストとなり、活発な議論が行われた。コーディネーターは、樋口千鶴会員が担当した。

田中教授は、消費者庁による公益通報者保護法の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループの委員を、林弁護士は専門調査会の委員を、それぞれ務めている。

(2) 公益通報者保護法改正に関連する論点

ア 2号通報の保護要件

行政機関に対する通報（いわゆる2号通報）の保護要件として、現行法上、いわゆる真実相当性が要求されているが、従前より、これは厳格に過ぎるとの批判があった。これに関して、専門調査会が2号通報の保護要件を緩和する方向で概ね合意したこと、EU指令における通報の類型や保護要件等が紹介された。また、単なる憶測や伝聞に基づく通報により事業者の正当な利益が害されないよう、仮に保護要件を緩和するとしても、真実性による何らかの絞りをかけるべきとの意見が出された。

なお、改正法案においては、2号通報として、真実相当性がある場合の通報の他、通報者の氏名等を記載した書面を提出する場合の通報が追加されている（3条2号後段）。

イ 内部通報体制の整備義務

民間事業者に対する内部通報体制の整備義務について、仮にかかる義務が導入されたとしても、どんな内部通報体制を整備するかについては事業者に裁量が認められるべきであるとの意見があった。また、実効的な内部通報体制を整備するための様々な方策が紹介された。

なお、改正法案においては、事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）を義務づけている（ただし、従業員数300人以下の中小事業者については努力義務）

（11条）。

ウ 通報担当者の守秘義務

通報者が安心して通報ができるよう、通報窓口担当者に守秘義務を課す旨の改正が検討されている。

仮に守秘義務が導入された場合に事業者の執りうる具体的な対策や、EU指令では罰則付きの守秘義務が導入されていること等が紹介された。

罰則付きの守秘義務の導入については、これを画期的であると評価する意見と、これにより担当者のなり手がいなくなること等を懸念する意見とがそれぞれ出された。

なお、改正法案においては、内部調査等に從事する者に対する通報者を特定させる情報の守秘義務及び同義務違反に対する刑事罰（30万円以下の罰金）が導入されている（12条、21条）。

エ 不利益処分に対する行政措置

事業者による不利益取扱いの抑止の観点から、通報を理由として通報者に対し不利益な取扱いをした事業者に対する行政措置を導入する旨の改正が検討されている。これに関して、EU指令においては通報に対する報復が禁止され、報復に対しては罰則が設けられている旨、紹介された。また、事実認定（公益通報該当性、通報を理由とする不利益取扱いであること等）の難しさを懸念する等の意見が出された。

なお、改正法案においては、行政措置（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）が導入されている（15条、16条）。

4 シンポジウムを終えて

基調講演は、公益通報制度、特に内部通報体制とガバナンスとの関係について、理論的な観点から学ぶ貴重な機会となった。また、パネルディスカッションは、改正法案により要求される事業者が執るべき対応に関して考えるうえで、非常に役立つ内容であった。今後、改正法案の審議の経過について、注視する必要がある。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第102回 新型コロナウイルス対策としての緊急事態宣言と 人権制限の危険

憲法問題対策センター副委員長 平 裕介 (61期)

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の 一部を改正する法律案の成立

2020年3月13日、新型コロナウイルスを新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「改正前特措法」という）の対象に加える改正法（以下「改正法」という）が成立し、翌14日に施行された。その結果、ウイルス蔓延時などに首相が「緊急事態宣言」を出すと、市民の権利利益が制限される事態が生ずることになる。同月11日の審議開始からわずか3日間で成立した改正法は、新型コロナウイルスを対象とするだけの改正であり、ほかの規定を変えるものではない（2020年3月14日朝日新聞朝刊1面等参照）。

2 改正前特措法に関する日弁連会長声明 と緊急事態条項等の問題点

このたびの改正法は、新型コロナウイルスを対象とするだけのものでほかの規定は改正前特措法と同じであるから、改正法の問題点を検討するにあたっては、改正前特措法が成立した頃の資料が参考になる。

日弁連は、改正前特措法の法案成立前の2012年3月2日、同月22日、改正前特措法成立後・同法施行令の概要発表後の2013年3月22日に、それぞれ会長声明を出した。このうち2012年3月22日の会長声明では、改正前特措法の法案の憲法上の問題点、すなわち検疫のための病院・宿泊施設等の強制使用（29条5項）、臨時医療施設開設のための土地の強制使用（49条2項）、特定物資の収用・保管命令（55条2項・3項）、医療関係者に対する指示（31条3項）、指定公共機関に対する総合調整に基づく措置の実施の指示（33条1項）、多数の者が利用する施設の使用制限等の指示（45条3項）などの強制力や強い拘束力を伴う広汎な人権制限条項が定

められていることなどが指摘されている。

これらの憲法上の問題点の指摘は、今日の改正法の解釈適用・運用にあたっては考慮されるべきである。特に、改正法45条は、感染防止のため外出自粛等の協力を「要請」等する旨の規定ではあるが、「知事は（中略）国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるとき」（同条2項）という解釈適用に幅がある要件を定めたものであり、また、広範な施設に適用可能なものとなっている（同項）。そのため、集会の自由（憲法21条1項）の制限を伴う措置となる危険性が高く、政府の違法・不当な政策や措置等に対し集会で抗議することができなくなるおそれもある（2020年3月14日東京新聞朝刊7面、海渡雄一弁護士（元日弁連事務総長）インタビュー記事等参照）。特に新型コロナウイルスの蔓延期には、実際には訴訟等を起こすこと自体が難しいため、実質的にみて立憲主義・法の支配が無視・軽視される事態が生じることになる。

また、緊急事態宣言に際して本来は事前の国会承認という慎重な手続が履践されるべきであるが、法的拘束力のない付帯決議として、国会への事前報告（例外あり）が採択されたにすぎず、改正法についての民主的・手続的な歯止めも不十分である。

3 弁護士の使命と憲法に関する情報発信

弁護士は、その使命である基本的人権の擁護・社会正義の実現（弁護士法1条）のため、改正法の解釈適用（運用）に関する憲法上の問題点につき、今後、より積極的な情報発信をすべきであろう。当センターでも日々活発な議論がなされているが、この議論の内容等をいかに効果的に発信していくのが喫緊の課題であるように思われる。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第37回 「ライフステージを通じたキャリア形成のための専門職としてのマインド」

～(株)ワークシフト研究所 小谷恵子講師をお招きして～

男女共同参画推進本部委員 水谷 江利 (62期)

「仕事ができるAさん。もともと寡黙な面もあるが、部下とのコミュニケーションには日々努力をしている。仕事には厳しく、ときには部下を叱責することもあるが、説明は論理的で明快で、頭の回転もよくチームを引っ張れる人物である」

このように聞いて、「Aさん」はどんな人物だと思いませんか。

当会男女共同参画推進本部の勉強会において、講師からこのような問いが立てられたとき、参加した会員のほとんどがAさんを「男性」と回答しました。

今回の勉強会は、2020年2月18日に、株式会社ワークシフト研究所から、小谷恵子講師をお招きして行いました。

株式会社ワークシフト研究所は、「あらゆる人材が能力を発揮できる組織を築くこと」を社会に浸透させることを目的として、限られた時間の中で最大の成果と付加価値を創造する組織と構成員を創ることを提唱しており、今回ご講演頂いた小谷講師は、青山学院大学国際マネジメント研究科の特別研究員で、森・濱田松本法律事務所に20年にわたって在籍し広報部門を務めた経歴をお持ちです。

今回は、コンビニエンスストアの例をもとに考える「ケース・メソッド」を用いて、性別も期も多様な会員が、コンビニエンスストアの店長になったつもりで、真剣に意見を出し合いながらリーダーシップのあり方について学びました。

適切なリーダーシップのあり方は時代や環境によって変化し、多様性が求められる現代では、求められるリーダー像も様々です。冒頭の例のAさんのようなリーダーも性別を問わず必要とされる一方、必ずしも強い男性的なリーダーシップばかりが求められる訳ではありません。メンバーの個性・希望・能力・家庭環境等を尊重する視点をもつことで適切なリーダーシップの発揮が可能となります。

法律事務所での勤務経験がある小谷講師からは、



「弁護士はプロフェッショナル意識が高く、事務所に對してアイデンティティ（帰属意識）を持たせることは簡単ではない」というお話がありました。しかしながら、性別・属性が異なる多様な人材が所属する法律事務所を維持発展させていくには、メンバーが相互に配慮しつつ、立場に応じた適切なリーダーシップが発揮されることが必要です。とりわけ、育児・介護などで働き方に時間的・場所的制約がある場合には、他のメンバーとの協働はより一層不可欠なものになります。

我々弁護士が、男女を問わずライフステージを通じてキャリアを重ねよりよい仕事をするためには、事務所内におけるパートナー同士の関係、パートナーと勤務弁護士との関係の構築が不可欠です。今回の勉強会では、それぞれの個性に応じたアプローチを取ることによって他のメンバーとの関係構築がより容易になり強い事務所ができるかについて学ぶことができました。

男女共同参画は、一方の他方に対する配慮によってのみ実現するものでもなく、組織・社会に属する各メンバーの意識の改革によってはじめて実現するものでもあります。今回のような企画を通じて、「どのように考えたら、より強固な組織ができるだろう」と考えることは非常に有益であると気づかされました。

冒頭の質問ですが、「男性」とは限りません。当然「女性」の場合もあります。理想のリーダーとはどんな人物像か、ぜひ考えてみてください。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第85回 長崎地大村支判令和元年9月26日判決（狩野ジャパン事件）
（労経速2402号3頁）

疾患未発症でも長時間労働を理由とする損害賠償請求が認められた例

労働法制特別委員会幹事 織田 康嗣（70期）



第1 事案の概要

本件は、XがY社に対し、未払割増賃金や苛酷な長時間労働による損害賠償等の支払を求めた事案である。

XはY社から、基本給のほか、職務手当が支給されていた。Y社の賃金規定には、「職務手当は、固定残業の一部として支給するものとする。その額は月額5,000円から最高70,000円までとする。」という規定があった。また、Xは入社時に、Y社の常務取締役から「諸手当の額又は計算方法：職務手当のうち一部を残業代として支給する。職務手当2万5000円」という内容の労働条件通知書（兼労働条件同意書）を示され、それに署名捺印していた。

Xは、平成27年6月1日から退職日である平成29年6月30日までの間において、平成28年1月と平成29年1月を除く全ての月で月100時間以上の時間外等労働を行い、うち平成27年6月、同年9月、同年10月、平成28年4月、平成29年3月及び同年6月は月150時間以上、平成28年4月に至っては月160時間以上の時間外等労働を行った。また、平成28年1月と平成29年1月においても、月90時間以上の時間外等労働を行った。

なお、Y社は、平成27年6月1日から平成29年1月31日までの期間について、36協定を締結していなかった。その後、Xから36協定等の閲覧をしたい旨の申入れを受け、Y社は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの期間について、推薦により選出された者（ただし、事業場の過半数代表者であるとは認められない）との間で36協定を締結した。

第2 判決要旨

1 職務手当の固定残業代該当性について

職務手当の中には、固定残業代のほかに、能力に対する対価も混在しているというのであるから、職務手当の支払をもって労働基準法37条の定める割増賃金を支払ったとすることができるためには、固定残業代部分と能力に対する対価部分とが明確に区分されていることが求められると解される。本件において、Xに対し、職務手当のうち固定残業代部分の金額が具体的に明示された形跡はない。

また、賃金規定や労働条件通知書（兼労働条件同意書）にも、固定残業代部分が何時間分の割増賃金に相当するかは明示されておらず、職務手当のうち固定残業代部分が、何時間分の割増賃金に相当するかが明示されたことを認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、職務手当につき、固定残業代部分と能力に対する対価部分とが明確に区分されているということとはできないから、職務手当の支払をもって労基法37条の定める割増賃金の支払としての効力を認めることはできず、職務手当が割増賃金の算定基礎から除外されるということとはできない。

2 苛酷な長時間労働による損害賠償について

労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知の事実である。そうすると、Y社は、Xに対し、従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負

荷等が過度に蓄積してXの心身の健康を損なうことがないように注意すべき義務があったというべきである。

本件では、Xが（事案の概要で示した）時間外等労働を行ったことが認められる。Y社は、平成27年6月1日から平成29年1月31日までの期間については36協定を締結することもなく、また、平成29年2月1日以降は労基則6条の2第1項の要件を満たさない無効な36協定を締結して、Xを時間外労働に従事させていた上、上記期間中、タイムカードの打刻時刻から窺われるXの労働状況について注意を払い、Xの作業を確認し、改善指導を行うなどの措置を講じることもなかったことが認められる。したがって、Y社は、Xに対し、不法行為に基づいて、安全配慮義務違反により生じた損害を賠償すべき義務がある。

本件において、Xが長時間労働により心身の不調を来したことについては、これを認めるに足りる医学的な証拠はない。しかしながら、結果的にXが具体的な疾患を発症するに至らなかったとしても、Yは、安全配慮義務を怠り、2年余にわたり、Xを心身の不調を来す危険があるような長時間労働に従事させたのであるから、Xの人格的利益を侵害したものと見える。Yの安全配慮義務違反による人格的利益の侵害によりXが精神的苦痛を受けたであろうことは容易に推察されるところ、精神的苦痛に対する慰謝料は、30万円をもって相当と認める。

第3 本判決の検討

判例上、「使用者は、その雇用する労働者に従事

させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負担等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負う」とされているが（電通事件・最判平成12年3月24日労判783号6頁）、本判決は、労働者が具体的な疾患を発症していないにもかかわらず、過酷な長時間労働に従事させたことをもって慰謝料請求を認めている点が注目される。

本判決以前においても、労働者が具体的な疾患を発症していないが、会社が安全配慮義務を怠り、労働者を心身の不調を来す危険があるような長時間労働に従事させたとして慰謝料請求を認めた無洲事件（東京地裁平成28年5月30日労判1149号72頁）が存在する。このほか、京都市教組超過勤務事件（最判平成23年7月12日判時2130号139頁）の原審（大阪高判平成21年10月1日労判993号25頁）も本判決に近い判断を行っている。

本判決は、被侵害利益を人格的利益として構成しているところ、具体的な疾患を発症しなくても、長時間労働による精神的損害が発生すると観念することは、法的に可能であろう。ただし、過酷な長時間労働によって、労働者が健康に対する不安感を覚えることはあるだろうが、少なくとも強度のストレスによって（単なる不安感を越えた）法的保護に値する精神的苦痛が発生したことが認定される必要があると解される。本件は、そもそも36協定すら締結しないまま時間外労働に従事させ、そのうえ2年以上にわたって、過労死認定基準を上回る月100時間を超える時間外労働（単月で160時間を越えた月も存在する）に従事させていた事案であったことには、留意しなければならない。

研修レポート

否認事件研修～覚せい剤自己使用を素材として～

刑事弁護委員会委員 遠藤 かえで (71期)

1 はじめに

本研修は当会で2月17日に、金岡繁裕弁護士（愛知県弁護士会）による、否認事件の捜査段階から公判に渡る手続きの基礎から発展までを網羅したものである。（私が言うまでもないが、）金岡弁護士は、多数の無罪判決を獲得し、刑事弁護の情報交換メーリングリスト（刑事弁護フォーラム）でも、日々豊富な知識を提供してくださっている、日本屈指の刑事弁護人の一人である。本研修は、金岡弁護士の思考を垣間見る、大変貴重な機会となった。残念ながら当日研修に足を運べなかった会員のために、研修の内容の一部を紹介する。

2 研修の内容

(1) 捜査段階の弁護方針

本研修は、覚せい剤使用事案を題材に行われた。覚せい剤を使用した覚えはないが、尿から覚せい剤反応が出たことについて、被疑者は、「妻が飲み残した酎ハイを飲んだが、その中に覚せい剤が混ざっていたのかもしれない」、「売人から『合法ハーブ』を買っており、その際におまけでもらった『栄養ドリンク』が覚せい剤だったのかもしれない」と話している、という事案である。

金岡弁護士によれば、弁護人としては、被疑者の弁解を決して頭ごなしに否定せず、ひとまず信じて振り回されるべきである。弁護人が被疑者の弁解を裏付けるような証拠（妻、合法ハーブの売人、栄養ドリンク等の存在を確かめる等）を探し、それでも証拠が出てこなかった場合に初めて、被疑者の言うことを疑えばよい、とのことであった。また被疑者を黙秘させるべ

きか、供述させるべきかについては、被疑者の弁解が更に変遷していく可能性があるため、下手に供述させるべきではないが、わずかな不起訴の可能性にかけて弁解を供述させるという選択もありうる。そのバランスのとり方は金岡弁護士にとっても「永遠のテーマ」とのことであり、黙秘が原則とはいえ、個別の事案での方針選択の悩みは尽きないものだと実感した。

(2) 保釈

保釈をどのように獲得するかも重要なテーマのひとつであった。金岡弁護士によれば、否認事件の中でも、薬物事犯は証拠構造が相当に類型化されている。一般人が証人になることがさほど多くないうえ、一般人が証人になった場合であっても、相当数が薬物絡みの人物であり、服役していたりすることもままあるため、口裏合わせ等の罪証隠滅の現実的可能性は低い。尿から覚せい剤反応が出ている場合には、有罪に備えて病院に通院させ、薬物を使用していないことの確認や、（場合により）薬物離脱のための治療を受けさせることも有益であり、保釈の必要性も強調できる。

したがって、薬物事犯の否認事件でも、原則的に起訴直後から保釈を請求すべきであるし、保釈を獲得できる見込みは充分にあるとのことであった。

(3) 証拠開示

証拠開示は、金岡弁護士が特に造詣が深い分野である。本件事案に関しては、以下のようなアドバイスがあった。「覚せい剤を誤って飲んだ」という弁解では、「覚せい剤の本来的な使用量ではない」という主張になることが多いため、尿鑑定結果のローデータを入手して尿中の覚せい剤濃度を検討することが必要となる。また、違法捜査を争うためには、写真データを入手す

るだけでは足りず、写真のプロパティ情報も入手し、撮影時間を確認することが有用である。立会人到着前に押収手続きに着手し、後から立会人の写真を撮影して時系列をごまかされることもあるからである。

3 感想

「何でもかんでもやってみることが大事」という金岡

弁護士の言葉に、とても勇気をもらい、刑事弁護人としてできる活動に限界はないのだという無限の可能性を感じた。どうせやっても無駄だ、と自分で勝手にブレーキをかけてはいけない。「やればよかった」という後悔体験よりも、「やってみたが、思うような成果が得られなかった」という経験を積み重ね、刑事弁護人として成長していきたいと強く思った。

研修のご紹介

研修へ行こう!! ~我々はなぜ「実演」を繰り返すのか~

刑事弁護委員会委員 赤木 竜太郎 (67期)

遠藤会員のレポートに引き続き、特に新入会員に向けて、例年当会で実施される研修を紹介したい。

当会では月1回のペースで、刑事弁護委員会が主催する研修を実施している。研修情報は当会会員ページから確認でき、申し込みもマイページから行うことができる。原則無料である。刑事弁護において必要な技術を網羅的にテーマとして取り上げている。身体拘束から被疑者被告人を解放する技法、公判前整理手続での交渉技術、否認事件や量刑事件の弁護方針の立て方、上訴審での弁護活動などについては毎年取り上げている。

特に刑事弁護委員会が力を入れており、会員にも受講していただきたいのが、裁判員裁判弁護人養成講座(実技)である。本研修の最大の特徴は、尋問や冒頭陳述、弁論を実際に受講生が実演する実技形式の研修であるということである。尋問技術や口頭での弁論技術は、いかに専門書を読み込んで、そのみでは身に付くことはない。頭の中では理想的な尋問ができていたとしても、法廷では想定通りにはいかない、という事態は日常茶飯事である。この研修はま

さにそのような悩みを解決する、唯一にして最良の手段である。講師はNITA(全米法廷技術研修所)のメソッドを用いて受講生一人一人の改善点を指摘し、改善策を処方する。この方式の研修を繰り返し受けることで、受講生の法廷技術は加速度的に成長する。講師陣も、このような実演研修を繰り返し受けてきた。実際の法廷で学んだ技術を用い、その失敗をさらに研修を受けて改善し、克服してきた。技術を身に付ければ、法廷での存在感は根本から変わる。裁判官や検察官からの見られ方も変わる。事件への取り組み方は一変する。失敗が諦めではなく、次の事件の成功への糧に変わる。それは講師陣が身をもって知っている。もっと多くの会員に、同じ思いを味わってほしい。なお、裁判員裁判弁護人名簿登録要件という性質上、初回申込者の受講が優先される点はご了承されたい。日弁連等の外部組織における法廷技術研修も、同様にNITA方式で行われている。

受講生は皆多忙な中、時間を割いて準備をし、研修に臨む。刑事弁護委員会はその努力に十二分にこたえる、質の高い研修を今後も実施していきたい。

第81回

若手弁護士が薦める実務本を紹介する vol.1

新進会員活動委員会

副委員長 近藤 亮 (68期) 委員 張崎 悦子 (68期)

委員 後藤 玲奈 (70期) 委員 齋藤 魁 (70期) 委員 首藤 哲伺 (70期)

新進会員活動委員会では、これまで、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビュー記事や若手弁護士のお役立ち情報を発信する記事を掲載してきました。

弁護士業務では実務書を参考にすることが日常茶飯事です，若手弁護士の皆さんはどの実務書が業務に役立つのか分からないことも多いのではないのでしょうか。

そこで、今回は、当委員会の委員より、若手弁護士の皆さんにお薦めの実務書を紹介いたします。

1 「類型別労働関係訴訟の実務」

佐々木宗啓ら編著／青林書院



この本は労働紛争における論点について、東京地裁の労働部に所属していた裁判官が解説したものです。割増賃金請求、解雇などの実務上よく見られる紛争類型における論点の解説をQ&A方式で解説しているほか、各紛争類型についてのブロックダイアグラムが掲載されているのも嬉しい限りです。また、労働紛争においては、論点に関する判例や裁判例などをリサーチすることが重要ですが、本書は裁判例の引用が豊富になされており、リサーチにあたっての手がかりとして参考になります。さらに、本書は訴状を作成するにあたっての具体的な留意点を解説しているだけでなく、訴状や答弁書などの記載例もあり、起案にあたって参考となることも間違いありません。本書の末尾では、労働審判手続の留意点なども解説されていますので、労働審判手続をどのように進めたらよいかについても参考になります。

本書は、同じく裁判官が執筆した白石哲編「労働関係訴訟の実務（第2版）」（商事法務）、山川隆一・渡辺弘編「労働関係訴訟Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（青林書院）と並び、労働紛争を取り扱う弁護士（使用者側・労働者側を問いません）の必携書といえるでしょう。

2 「ITビジネスの契約実務」

伊藤雅浩ら著／商事法務

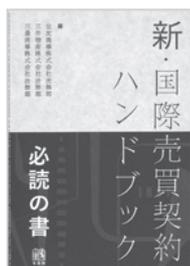


この本は、IT分野における代表的な契約について類型別に解説したものです。IT分野は、クラウド、IoT、SaaS、ブロックチェーンなど次々と新しい技術、サービスが生まれる一方、変化が非常に早く、苦手意識がある会員も多いのではないのでしょうか。本書では、IT分野の取引対象が、ソフトウェアやデータといった無体物であることにフォーカスしながら、IT分野の取引における慣習を踏まえつつ、トラブルになりやすい箇所についても丁寧に解説がされています。IT分野では、ソフトウェアの開発を委託（受託）するところから、成果物の納品、検収、さらに納品されたソフトウェアを代理店を通じて販売する、といった一連の取引について、各フェーズごとの特徴を踏まえた上で対応することが肝要です。また、開発を委託する側か、受託する側かいずれの立場であるかによっても留意点が異なります。本書には、IT分野の取引に必要な契約書の基本が記載されていますので、本書掲載の契約条項を基にして、個別の相談に応じてアレンジも可能です。IT分野の相談、契約書に必要な基礎的要素が凝縮された本書は、今日の弁護士の必携書といえます。

本書では、IT分野の取引対象が、ソフトウェアやデータといった無体物であることにフォーカスしながら、IT分野の取引における慣習を踏まえつつ、トラブルになりやすい箇所についても丁寧に解説がされています。IT分野では、ソフトウェアの開発を委託（受託）するところから、成果物の納品、検収、さらに納品されたソフトウェアを代理店を通じて販売する、といった一連の取引について、各フェーズごとの特徴を踏まえた上で対応することが肝要です。また、開発を委託する側か、受託する側かいずれの立場であるかによっても留意点が異なります。本書には、IT分野の取引に必要な契約書の基本が記載されていますので、本書掲載の契約条項を基にして、個別の相談に応じてアレンジも可能です。IT分野の相談、契約書に必要な基礎的要素が凝縮された本書は、今日の弁護士の必携書といえます。

3 「新・国際売買契約ハンドブック」

住友商事株式会社法務部ら編／有斐閣



この本は、クロスボーダー取引の第一線で契約業務にあっている住友商事株式会社、三井物産株式会社と三菱商事株式会社の各法務部による共著であり、国際売買契約の場面毎（成立、締結、債務不履行等）の解説、

契約条項の解説及び文例集で構成されています。企業の大小に関わらずクロスボーダー取引が盛んになっている昨今においては、クライアントからの突然の英文契約書のレビュー依頼に応えるためにも、英文契約書のスキルを身に付ける必要性が高まっているものと思います。本書では、英文契約書の独特の言い回しや日本法にはない契約条項に関する基本知識のみならず、実際の契約レビュー業務でつまずきやすいポイントや契約に伴うトラブル発生時に留意すべきポイントについて丁寧な解説がなされているため、英文契約レビュー初心者でも英文契約書の全体像を把握することができます。また、日々英文契約を取り扱う総合商社の法務部の経験や現場感を基に、実践上必要となる知識がまとめられているため、タイトルのとおり、困ったときにさっと開いてヒントをつかむことができるハンドブックとして、初心者のみならず経験者にも心強い一冊です。

4 「法律家のための税法【民法編】(新訂第7版)」

東京弁護士会編著／第一法規



「モノが動けばゼイが出る」ということで、どのように財産が移転した（取得した）場合に、どのような課税関係が生じるか、網羅的に解説されているのが本書です。贈与、相続、離婚、といった基本的なところについては、税

務の問題に意識があるも、「立退料の支払・受領」や、「不動産の交換」、「敷金・保証金の受領」、「代物弁済」といった少々マイナーな取引では、果たして税務上の問題がどうなるのか、注意が向かないこともあるかもしれません。

事情が込み入った相続案件では相続人の一人に不当利得が生じている場合も多く、そういった不当利得分の清算も兼ねた和解をする場合には、相続税とは違った観点から、解決法の検討を求められる場面もあります。そういったとき、税負担の問題に気づいて立ち止まれるかは、事務処理にあ

たって、非常に大きなポイントになります。

本書は、ともすれば弁護士が敬遠しがちな税務上の問題を、弁護士にも馴染みのある「法律行為」（たとえば、錯誤や通謀虚偽表示等）の視点から解説しており、大変参考になる一冊です。税務上の問題意識を把握する入門書の一つとして、ぜひ手に取ってみてください。

5 「実務家のための交通事故の責任と損害賠償」

水津正臣ら編著／三協法規出版



この本は、交通事故をめぐる紛争の処理について、その場面ごとに問題となるポイントを解説したものです。交通事故分野は、法律構成そのものはシンプルな不法行為責任ですが、保険会社との治療期間の交渉や、打ち切り後の

治療費の対応、後遺障害認定や、認定された場合の損害の考え方、さらには各種社会保険や被害者自身の加入保険を使用した場合の賠償関係など、複雑な要素が絡んでくることが多々あります。

本書では、損害論や過失論といった請求の場面だけでなく、事故直後の対応や、後遺障害申請、刑事事件との関係など様々な場面を解説してくれているため、初心者でも交通事故の発生直後から賠償金受領までの流れを把握することができます。

交通事故分野は、公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」や東京地裁民事交通訴訟研究会編「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準（全訂5版）（別冊判例タイムズ38号）」（判例タイムズ社）に代表されるように実務書が多い分野ではありますが、損害論や過失論以外の部分まで踏み込んでくれているものは意外と少ないです。

自動運転の普及により交通事故は減少すると言われていた一方で、弁護士費用特約の普及により、交通事故の裁判件数は増えていることを考えると、本書は弁護士にとって必携といえるでしょう。

最後のまとめ

今回は若手弁護士のお薦めする実務本を紹介しました。実務本は業務に役立つものが数多く発刊されており、上に挙げたもの以外でも良い本がたくさんありますので、またの機会に紹介できたらと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

66期(2012/平成24年)

第二の故郷の中で得られたもの



会員 村松 洋之 (66期)

実務修習は地方で。いつの頃からかそのような思いを持っていた私は、学生旅での訪熊以降、なぜか頭の中に焼き付いていた通町筋に走る路面電車とその上に雄々しくそびえ立つ熊本城の風景の中で生活することに憧れ、約10ヶ月を過ごす実務修習地の第一希望欄には、迷わず「熊本」と記載しました。

今回、執筆の機会をいただき、修習と弁護士7年目の今の自分とのつながりを改めて考えてみると、熊本修習なくして今の自分はいない、というのが誇張のない率直な思いです。

その第1の理由は、修習そのものの経験です。裁判官の期日前の検討や和解期日の進め方から裁判官室にある書籍まで、裁判所の裏側をこの目で見る事ができたこと、被疑者の取調べや捜査指揮、検死といった検察修習特有の経験はいずれも現場を知る貴重な経験でした。また、それ以上に、弁護修習では、自分が試験に受かるかという自己責任の世界ともいえる司法試験の世界から、自らのリサーチやその場の判断によって目の前の依頼者の人生が変わるかもしれないという実務の世界に一步踏み入れたことを実感し、緊張感が高まったことを今でもよく覚えています。

第2の理由は、生まれ育った東京を離れた修習により、第二の故郷ができ、自分の価値観が広がったことです。熊本の魅力を挙げればきりがありませんが、そこに住む方々の地元への想いの強さ、「しゃくの天ぷら」「ちよぼ焼き」など東京では出会ったことのない食べ物の存在を含め、東京が敵わない側面が多くあることを少なからず知れたことは、東京出身の自分にとっては大きかったと感じています。

第3の理由は、「修習同期」の人間関係です。第66期の熊本修習は28名・各班7名という適度なコンパクトさがあり、結果的に10名以上が熊本で弁護士登録をしたことにも裏付けられるように、修習は真面目に、人間関係は大切に、という意識のメンバーばかりでした。そのため、義務感等から企画が行われるわけではなく、日々の飲み会から大小の旅行まで、その都度、気の合うメンバーで企画が成立し、充実した時間を過ごすことができました。

私は、弁護士登録後、都内の大手事務所で勤務を行いました。自身で人脈を広げ「自分のお客」を持ち、幅広い業務分野で一人の弁護士として経験を積み、また、家庭を築いていく修習同期の姿にとっても刺激を受けました。家業と弁護士の二足の草鞋を履くという夢に向けた現事務所への移籍や、子どもに恵まれた家庭を築くという今の自分の背中を当時押してくれたのは、間違いなく、修習同期の存在だったと感じています。

2017年8月に、前年に震災を経験した熊本を訪問し、崩れ落ちた熊本城の石垣などには言葉を失いましたが、熊本や福岡で弁護士をしている班員7名全員が集まり、事前の申し合わせなく翌日の日帰り旅行まで全員参加で行うことができました。修習から数年経っても、困った時には自分の弱みを見せて相談することができ、また、互いに高め合うことができる同期に出会えたことは、一生の財産になると確信しています。最後に、2021年春に天守閣のみ完全復旧予定の熊本城をはじめ、まだ道半ばともいえる熊本の1日でも早い復興を心から願っています。

異世界転生を夢想して

会員 間嶋 修平



1 はじめに

突然だが、私の趣味は、動画鑑賞である。アニメ・ドラマ・映画等、ジャンルを問わず幅広く鑑賞するが、中でも特に異世界転生アニメ（もっと細かく言えば、俺TUEEE系）が好きだ。司法試験直前期に、「異世界転生したら、自分もこんな風に最強になれるのでは…」と現実逃避で見始めたことがきっかけである。

早いもので弁護士として働き始めてもう1年以上が経過した。時折、異世界転生を夢想し現実逃避しながらも、無事に弁護士1年目を終えられたことに感謝して、この1年間を振り返りたいと思う。

2 所属事務所での活動

私の所属事務所は、顧問会社の案件を中心とした企業法務及び民商事の訴訟案件を多く取り扱っているが、それらの分野に限らず、一般民事・刑事事件まで幅広く取り扱う。顧問会社の業種も多種多様である。

私自身、この1年間で、売買基本契約・業務委託契約・システム開発委託契約・合併契約等の契約書、定款、利用規約、就業規則、社内外の業務文書、内容証明郵便等の各種通知書、法律意見書などの文書作成・リーガルチェック、コーポレート・ガバナンス、M&A、その他企業を取り巻く様々な法律問題（訴訟・紛争解決、建築、観光、知的財産権、独占禁止法、労働法等）、遺言・相続、相続財産管理等の一般民事、刑事事件など、挙げれば枚挙に暇がないほど、非常に幅広い分野の案件を経験することができた。

このような業務を通して感じたことは、弁護士は、文章を書く機会が多い反面、それが一番難しい仕事であるということだ。この1年間は、書面を作成する度に、それが真っ赤に染まって変貌する様を見て、自分の実力不足を痛感し、反省する毎日だった。もっとも、ボスや兄弁に助言を受けながら、数々の書面と向き合い、

最適な言葉を探して悪戦苦闘する中で、良い文章を書くためには、「読み手のことをどれだけ深く、真剣に考えられるか」に尽きることを再認識できたことは、この1年間で最も大きな収穫であったと思う。弁護士2年目は、1年目以上に、読み手のことを意識し、言葉1つ1つを大切に、目の前の書面と向き合っていきたい。

3 会務活動

私は、弁護士1年目から、中小企業法律支援センターに所属している。同委員会には、複数の部会・PTが存在し、私は、連携検討部会と働き方改革PTに参加している。連携検討部会は、公認会計士、税理士、弁理士等の各種士業との連携強化のための諸施策の企画、立案及び実施、働き方改革PTは、働き方改革関連法、中小企業庁WGその他の働き方改革関連の最新情報のフォローアップ、働き方改革の啓蒙活動、しわ寄せ防止対策を主な活動内容とする。

私は、中小企業法律支援センターでの活動を通して、中小企業法律支援や創業支援に関する知見を深めるとともに、多くの中小企業が抱える法的問題が必ずしも顕在化していないという実態を知ることができた。今後も、同委員会での活動を通して、自己研鑽を図るとともに、中小企業法律支援及び創業支援に積極的に取り組んでいきたい。

4 最後に

本エッセイは、“リレー”エッセイであるため、そろそろ次の執筆者にバトンを渡すこととする。次は、どうやら72期の会員にバトンが繋がるようだ。本エッセイが参考になったかどうかは定かではないが、次は、エッセイのバトンではなく、先輩弁護士として後輩に何か伝えられるように、これからも努力を続けていきたい。異世界転生をするその日まで。

『ホームドアから離れてください』

北川樹 著 幻冬舎 本体 1,400 円 + 税

忘れてしまった「懐かしさ」がよみがえる

会員 坂 仁根 (70 期)



せちがらい世の中で毎日電話やメールに追われ依頼人につき回され書面の締切りばかり気にしていると、世の中も仕事も自分自身も本当にいやになってしまう。だからといって、明るい将来に希望を馳せるほど若くはない。どうせこんなドタバタまみれで人生終わってしまうだろうという諦観を友に、仕事が終わった後に行く立ち飲み屋だけを楽しみに生きている私にとって、久々に本物の「希望」に会った気がした。読後に不快感ばかりが残る「いやミス」（嫌な後味のミステリー）ばやりの中、一服の清涼剤のような小説である。

横浜の中学校に進学したダイスケは、入った柔道部でコウキと知り合う。二人は「初心者コンビ」として、経験者である同輩からの冷たい視線や先輩のいびりに耐えながら、「強くなりたい」と励まし合って練習に打ち込んだ。しかし、強豪の一年生の台頭とともに部内の力関係が変化し、陰湿な「かわいがり」の対象となった二人は孤立感を深めていく。二月のある日、コウキはマンションのベランダから飛び降り、そしてダイスケは不登校になった。

引きこもりになって半年後、ダイスケは新聞で新宿御苑にある「空色ポスト」の存在を知る。投函できるのは「写真」だけ。写真を投函すると、同じように投函した別の誰かの撮った写真が届く。誰の写真が誰に届くのか、投函した者には分からない。ただただ、届く。そして、ただただ、届けられる。父のカメラで写真を撮り始めたダイスケは、やはり空色ポストへ投函しに来た制服姿の高校生ミキと出会う。ダイス

ケを「少年」と呼ぶミキとの淡い恋。しかし、ミキも突然姿を消してしまう。

三年後、ダイスケの元に手紙が届く。投函された写真から選りすぐった「空色ポスト写真展」の招待状だった…。

写真に関する「空色ポスト」を主題にしているだけあって、相当にビジュアルな小説である。新海誠監督の映画「言の葉の庭」でも舞台になった新宿御苑の描写がみずみずしい。横浜の景色も通奏低音のように登場する。辛さに耐え切れず、ダイスケとコウキが部活動を一度だけさぼったときに訪れた中華街、山下公園、三日月形のインターコンチネンタルホテル裏の臨港パーク。ダイスケが再生の願いとともに訪れる港北ニュータウンの大観覧車、ミキと最後に会った丘の上に東屋のある公園（横浜市営地下鉄北山田駅近くの公園と思われる）、部活動の帰り道に毎日コウキと語り合った歩道橋。理不尽から逃れたくても逃れられない絶望を抱えながら、それでも必死に生きようとする十代の三人が、たまらなく愛おしくなる。題名「ホームドアから離れてください」のアナウンスの意味が解き明かされる終盤には、あの頃の苦さ、辛さ、孤独感、どうしようもないやり切れなさがこみ上げてくる。戻りたくはないが、それでいてひたすら懐かしい、ざらついた日々。

早稲田大学文学部在学中の著者による「衝撃のデビュー作」だそうだ。ちなみに、旧式で円筒形の「空色ポスト」というものが本当に新宿御苑にあるのか調べてみたが、実在はしない（らしい）。



芸(術)は脳を助ける？

会員 田中 和恵 (59期)

3年ほど前、文字がうまく書けなくなっていることに気づきました。手書きで文字を書こうとして、正確に漢字が書けているか自信がないことなどが多くなっていたのです。キーボードではすらすら打つことができ、変換された漢字候補の選択に迷うこともほとんどありません。ただ、手で文字を書こうとすると、文字の形が頭の中にはっきり浮かびません。PCが次々に文字の候補を挙げてくれるので、その形を日頃ははっきり認識しなくとも支障なく文書作成ができており、これによって文字の形の詳細を頭に入れないようになっていたようです。日常使う機能が高まり、使わない機能が退化する、これは進化の過程であるとポジティブにとらえることもできそうです。ただ、手書きが必要な場面で漢字が書けない自分を想像すると社会人として恥ずかしく感じられ、何とかこの脳の退化を食い止めなければと考えました。

文字の形といえば、書道です。子供のころにやっていた書道を再開しようかとも思いました。たまに私の手書きを目にする所属事務所の職員は到底信じてくれないと思いますが、子供のころ、書道5段だった私。高校の書道の授業で、先生に、私の書いた「か」という字の右上の点はどのようにしてその位置に、その長さで書いたのと聞かれ、自分がなんとなく文字を書いていたことに気づき、点一つでも考えつつ書くのが書道かと開眼したことを思い出しました。紙という真っ白な世界に、文字の構成部分をどのように表せば、見た人に文字の美しさや文字からなる言葉の意味が伝わるのか。親から強制されて始めたお習字が芸術である書道になった瞬間でした。

書道を再開すれば、文字を再現する力が復活するかも。ただそこで、浮かんだのが当時の私の白と黒に囲まれた生活。業務で書類を多く作成しますが、白い書類上で黒以外の文字を使用することはありません。日常



着ているものとはいうと、基本的に黒かグレーのスーツばかり。これは、業務の必要からではなく、朝の服選びの時間の短縮のためにどのような場面でも問題がなさそうなものを選び続けた結果です。

書道もいいけど、いろんな色を使う芸術のほうが楽しいかも。しかし、私に絵画のセンスは皆無で、絵画教室に通ったところでストレスになるのは目に見えていました。そこで、無からの創作は諦め、美しいガラスの組み合わせによる創作であるスタンドグラスの教室に飛び込みました。とはいえ、スタンドグラスも芸術の一樣態ですから、やはりセンスのなさでは苦勞しっぱなしです。加えて、やることなすこと雑なので、イタリア人の先生から「マンマミーア！（なんてこった）」を連呼されます。

現在6つ目の作品を制作中。脳の退化が食い止められているかはわかりません。それでも、創作にあたり物や景色を再現する必要に迫られ、日頃から物の形や色をよく観察する習慣は身につけてきました。同じ通勤の経路であっても、作品のモチーフを探しながら歩くことで、これまで見過ごしていた植物や鳥の存在に数多く気づくこともできました。これらの美しさに感動したり、好奇心を掻き立てられたりと、日頃とは違う脳への刺激は実感できています。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の影響を受ける市民及び事業者の皆様への支援を表明するとともに、より相談しやすい法律相談体制の構築を目指す会長声明

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響は、瞬く間に世界各地に広がり、我が国においても、本年4月7日には政府により東京都などに緊急事態宣言が発令され、本年4月16日にはその対象区域が全国に拡大されました。

市民に対しては本年5月6日まで不要不急の外出の自粛が求められ、事業者に対しては、一部事業者に対する休業要請、営業時間の短縮要請等が求められているにもかかわらず、政府による十分な補償策が発表されているとは言えないなかで、市民や事業者の皆様のご自身への感染の不安、のみならず生活不安、事業の継続に対する不安が高まっています。

そのような中で、①正規雇用・非正規雇用・フリーランスに関する解雇、賃金不払い、発注の打ち切り、料金の不払いなどの問題、②学校に行けない児童や生徒らの教育を受ける権利や心身の健康、休校で働けなくなった保護者の生活保障の問題、③事業者にとっては、契約不履行、取引の打ち切り、労務問題、資金繰りといった問題、④医療従事者や感染者への偏見や差別などの多くの法律問題が発生しており、連日のようにマスコミ報道がなされています。当初、マスコミ報道の中には、弁護士会が、市民の法的ニーズに応えていないのではないかと論調も見られたところですが。

当会は、緊急事態宣言の下で、感染防止のために、弁護士会館や法律相談センターでの対面型の法律相談・法的サービスの提供は自粛せざるを得ない状況にあっても、当会の弁護士は、社会生活上の医師として、市民の皆様との法律相談のご要望に的確にお応えするため、電話を中心とした相談者及び弁護士の移動と接触を伴わない法律相談体制に移行して、引

き続き法律相談窓口を運営しています。

具体的には、弁護士紹介センター（消費者相談、借金相談、高齢者・障がい者に関する相談、労働相談、離婚相談、DV相談、生活保護相談、外国人相談、刑事・少年事件相談等。現時点ではウェブまたはFAX受付（FAX 03-3581-0865））において741名の相談担当者を登録して相談に応じている他、子どもの人権110番（電話03-3503-0110）・民事介入暴力被害者救済センター（電話03-3581-3300）・マンション管理相談窓口（電話03-3581-2223）で市民の皆様からの相談を受け付けています。

また事業者向けには、中小企業法律支援センター（電話03-3581-8977）において、279名以上の相談担当者が登録されて、相談を受ける体制を整えています。

さらに本年4月20日からは日本弁護士連合会の新型コロナウイルス法律相談全国統一ダイヤル（電話0570-073-567）による電話での相談受付が始まっています。この法律相談にも当会の弁護士が、弁護士紹介センターから214名、中小企業法律支援センターから102名参加して、東京都のみならず近隣の相談者の方の相談に応じています。

当会は、新型コロナウイルスの感染拡大によって、想定を超え、かつ出口が見えないことによる皆様の不安が、一日も早く解消され、元通りの生活を取り戻せるように、これからも全力をもって支援に取り組んでまいります。

2020(令和2)年4月24日

東京弁護士会会長 富田 秀実

東京拘置所及び立川拘置所における一般面会の禁止についての会長声明

新型コロナウイルス感染症が、全国的に感染が拡大しつつあるため、本年4月7日、日本政府より、新型コロナウイルス感染症を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象とする緊急事態宣言が出され、同月16日、対象地域が全国に拡大された。

刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設）においても、適切な感染防止措置を取らなければならないが、同時に、被疑者・被告人の権利の擁護と不利益の回避に十分な配慮が必要である。

緊急事態宣言を受けて、東京拘置所及び立川拘置所では、原則として一般面会を一律禁止する措置が取られている。しかし、身体拘束をされた被疑者・被告人にとって、接見禁止決定がない限り、家族等との一般面会を行うことには権利性があり、刑事収容施設処遇法には、感染拡大を理由に一般面会を禁止する規定はない。緊急事態宣言が発出されているからこそ、外部との即時の連絡のために一般面会が重要な意味を持つ場面を想定することができる。

感染防止のための必要性があるとはいえ、接見禁止決定を受けていない被疑者・被告人に対し、原則として一般面会を

禁止とし、一律に一般面会の機会を奪うような制限を科すことは重大な人権侵害のおそれがあるため、直ちにあらためるべきである。

例えば、面会を予約制にし、1日の面会者数を制限する、複数名での面会を避ける、必要性・緊急性が高い面会を優先的に認める、発熱や咳等の一定の症状がある者についてのみ面会を拒絶する、被収容者、職員、面会者等の手指の消毒、マスク着用を徹底する、面会室内の遮蔽板に開けられている穴をテープで塞ぎ物理的に遮断する等、一般面会の全面禁止以外に、感染防止のために取り得る手段があることに留意すべきである。

緊急事態宣言は、当面は、本年5月6日までとされているものの、その期間自体が延長される可能性があることに鑑みれば、一般面会の原則禁止によって侵害される権利は重大なものといえ、一刻も早く上記のようなより制限的でない措置を実施すべきである。

2020(令和2)年4月27日

東京弁護士会会長 富田 秀実

憲法記念日にあたっての会長談話

1 1947（昭和22）年5月3日に日本国憲法は施行されました。

日本国憲法が施行された当時、我が国は占領下にありましたが、侵略戦争への痛切な反省に立ち、個人の尊厳を根源的な価値として権利・自由を広く擁護することを明確にしたこの憲法は、あまねく国民に受け入れられました。

2 73回目の憲法記念日を迎えた今日、世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るい、我が国も、ウイルス感染拡大を阻止するために「緊急事態宣言」が発出されるという未曾有の状況の下にあります。

憲法は、国に対して、個人の生命・身体・幸福追求の権利を尊重することを求めており、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策は、国の重要な責務です。

そして、根本的な感染防止対策が人と人の接触を極力回避することにある以上、国や地方公共団体が、個人に対して外出しないよう求め、事業者に対して営業しないよう求めることも、ある程度はやむを得ません。

しかし同時に、憲法は生存権・子どもの学習権・営業の自由・移動の自由・財産権等を市民に保障しており、今回のような感染症が蔓延する緊急事態においても、その制限は必要最小限度に留められなければなりません。

このような状況においては、特に、制約が必要最小限度であるか否か、自分の行動をどのように決定するかなどの問題について、市民が冷静で正しい判断をすることが極めて重要であり、そのために必要な情報を、国、地方公共団体、そしてメディアから迅速かつ十分に享受できる「知る権利」の保障が一層強く求められます。

また、「自粛」の名の下に、個人や事業者が経済的苦境を一方的に強いられることも、市民の生存権や営業の自由、財産権の観点からはあってはならないことであり、立法及び行政において、可能な限り直接的な補償や経済的援助を提供することが早急に求められています。

3 他方で、このような状況にあっても、感染のリスクにさらされながら社会のインフラを維持するための職務に従事している方々、とりわけ医療の現場で、自ら感染の危険性にさらされながら治療にあたっておられる医療関係者の方々がいらっしやいます。私たち東京弁護士会は、これらの方々に心から敬意を表します。

また、医療関係者やそのご家族、そして感染された方やそのご家族などがいわれのない差別的言動にさらされていると報道されています。外出自粛に伴い、家庭内のDVや虐待の増加も懸念されます。

私たちは、これらの不当な差別や暴力の被害を受けている方々を支援し救済するため、弁護士紹介センター、子どもの人権110番等の電話相談で、市民の皆様からの相談を受け付けています。

4 私たち東京弁護士会及び所属弁護士は、今こそ、個人の尊厳という憲法の基本理念のもとで、人権の護り手として、市民の皆様に寄り添い、苦難を取り除き困難を乗り越えるための必要な法的支援を提供するなど、その期待される役割を全うして、よりいっそう邁進いたします。

2020（令和2）年5月3日
東京弁護士会会長 富田 秀実

あらためて検察庁法の一部改正のうち検察官の定年ないし勤務延長にかかる「特例措置」を設ける部分に反対し、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」から当該部分を削除することを強く求める会長声明

1 政府は、本年1月31日、2月7日に63歳で定年を迎えることになっていた東京高検検事長の勤務を、国家公務員法の勤務延長規定を根拠に半年間延長するとの閣議決定をした。

また、政府は、3月13日、さらに国家公務員法等の一部を改正する法律案（内容として検察庁法の一部改正を含む。）を閣議決定し、これを国会に提出した。

当会は、本年3月17日の会長声明で、1月31日の閣議決定については、検察官の人事をそのように恣意的な法解釈の変更で行ったことは「検察官及び検察組織の政権からの独立を侵し、憲法の基本原理である権力分立と権力の相互監視の理念に違背する」と抗議して撤回を求めた。

2 また、3月13日の閣議決定による「国家公務員法等の一部を改正する法律案」に含まれる検察庁法の一部改正部分についても、63歳になった者は、検事総長を補佐する最高検次長検事や、高検検事長、各地検トップの検事正などの役職に原則として就任できなくなるが（役職定年制）、

「内閣」が「職務遂行上の特別の事情を勘案し（中略）内閣が定める事由があると認める」（検察庁法改正案第22条第5項）と判断するなどすれば、特例措置として63歳以降もこれらのポストを続けられるようにするとの内容について、「このような法律改正がなされれば、時の内閣の意向次第で、検察庁法の規定に基づいて上記の東京高検検事長の勤務延長のような人事が可能になってしまう」「これは、政界を含む権力犯罪に切り込む強い権限を持ち、司法権の適切な行使を補完するために検察官の独立性・公平性を担保するという検察庁法の趣旨を根底から揺るがすことになり、極めて不当である」と批判し、国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち検察官の定年ないし勤務延長に係る「特例措置」を設ける部分を撤回し、憲法の権力分立原理を遵守して検察官の独立性が維持されるよう強く求めた。

3 然るに、本年1月31日の閣議決定は未だに撤回されおらず、内閣の恣意的な法解釈変更による東京高検検事長の

定年後の勤務延長は続いている。

また、国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、上記のような問題のある検察庁法の一部改正部分を削除することも分離することもなく、5月8日にも国会内の内閣委員会にて審議入りし、コロナ禍に対する対策・対応に国民の関心が集中している状況の中で、短時間で一括して審議され国会で議決されようとしている。

先に指摘した会長声明で述べたとおり、検察官は「公益の代表者」（検察庁法第4条）であって、刑事事件の捜査・起訴等の検察権を行使する権限が付与されており、ときに他の行政機関に対してもその権限を行使する必要がある。そのために、検察官は独任制の機関とされ、身分保障が与えられているはずである。にもかかわらず、内閣が、恣意的な法解釈や新たな立法によって検察の人事に干渉することを許しては、検察官の政権からの独立を侵し、その職責を果たせなくなるおそれがあり、政治からの独立性と中立性の確保が著しく損なわれる危険がある。

検察官の政治からの独立性と中立性の確保が内閣や国会を牽制する司法権の適正な行使を補完するものである以上、今回の改正法律案は、憲法の基本原理である権力分立に反し、許されないものである。

- 4 当会は、あらためて、憲法の権力分立原理を遵守して検察官の独立性を維持するために、政府に対し、本年1月31日の閣議決定に抗議してその撤回を求めるとともに、国会及び各政党・国会議員に対し、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」のうち検察官の定年ないし勤務延長に係る「特例措置」を設ける部分を削除すること、その部分が削除されない限りは「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を成立させないことを、強く求める。

2020(令和2)年5月11日
東京弁護士会会長 冨田 秀実

お薦めの一冊



東京弁護士会のソーシャルメディア公式アカウント

ツイッター



@TobenMedia

フェイスブック



@toben.kohou